平成十年大蔵省令第二十九号

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）及び外国為替管理令の一部を改正する政令（平成九年政令第三百八十三号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の二、第五十五条の三及び第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四、第十八条の五、第十八条の七、第十八条の八、第二十一条及び第二十六条の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令を次のように定める。

目次

第一章　支払等の報告等（第一条―第四条）
第二章　資本取引の報告等（第五条―第十三条）
第三章　外国為替業務に関する事項の報告等（第十四条―第二十四条）
第四章　対外の貸借及び国際収支に関する資料（第二十五条―第三十三条）
第五章　雑則（第三十四条―第三十八条）
附則

第一章　支払等の報告等

（報告を要しない支払等の範囲）

第一条　外国為替令（以下「令」という。）第十八条の四第一項第一号に規定する財務省令で定める小規模の支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）は、三千万円に相当する額以下の支払等とする。

2　令第十八条の四第一項第三号に規定する財務省令で定める支払等は、非居住者がした本邦から外国へ向けた支払及び外国から本邦へ向けた支払の受領並びに次の各号に掲げる者がした当該各号に掲げる支払等とする。

一　居住者　次に掲げる支払等

イ　外国にある非居住者との間で行った預金契約（外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第二十条第一号に規定する預金契約をいう。以下同じ。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下「債権の発生等に係る取引」という。）に基づく支払等（銀行等（法第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）を経由しないものに限る。）

ロ　銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告に係る外国にある非居住者との間の取引又は行為に係る債権の支払のためであって、当該支払について外国にある他の非居住者との間で一時的に行った預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引（当該預金契約に基づく預入期間が十日以内のものに限る。以下この号において「短期の預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引」という。）に直接伴ってしたもの（当該預金契約に基づく債権の発生に係る取引について当該取引の相手方である非居住者に対する支払が本邦にある銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされたものに限る。）

ハ　銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告に係る外国にある非居住者との間の取引又は行為に係る債権の決済のための支払の受領であって、当該支払の受領について外国にある他の非居住者との間で行った短期の預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引に直接伴ってしたもの（当該預金契約に基づく債権の消滅に係る取引について当該取引の相手方である非居住者からの支払の受領が本邦にある銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされたものに限る。）

ニ　外国にある非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため外国にある他の非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴ってした当該建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる材料の購入費、労務費、外注費その他の費用の支払又は当該建設工事代金の支払の受領（当該支払等をした日の属する月中の当該預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴ってした支払等の合計額が一億円に相当する額以下である場合に限る。）

ホ　非居住者との間の対外支払手段の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく支払等であって、当該支払等の相手方との間で他の支払等をするためにするもの又は当該支払等の相手方に他の支払等を委託し当該他の支払等を行うためにするもの（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引のうち、通貨に係るものに基づく支払等を除く。）

ヘ　支払手段及び電子決済手段等以外による支払等（債権債務を消滅させるものを除く。）

ト　支払手段及び電子決済手段等以外の財産的価値の交換に伴う債権債務の消滅に係る支払等であって、当該交換に係る財産的価値のいずれもが証券以外の財産的価値であるもの

チ　電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る支払等のうち、当該売買又は他の電子決済手段等との交換が電子決済手段等取引業者等（法第五十五条の三第二項に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）によってされるもの

リ　その他法第五十五条第一項に基づく報告がされなくても法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務大臣が指定した支払等

二　日本銀行　次に掲げる者との間においてした支払等

イ　外国中央銀行等又は国際機関（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十条第一項に規定する外国中央銀行等又は国際機関をいう。第五条第二項第十一号イにおいて同じ。）

ロ　外国にある金融機関

三　特別国際金融取引勘定承認金融機関（令第十一条の二第五項第十一号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関をいう。以下「承認金融機関」という。）のうち令第十一条の二第一項に規定する銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「承認銀行等」という。）　次に掲げる支払等

イ　第十四条第一項第三号、第四号若しくは第七号から第十号までに掲げる報告又は同条第三項若しくは第七項の規定による報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等

ロ　イに掲げるもののほか、法第五十五条の七に規定する外国為替業務（以下「外国為替業務」という。）に係る取引又は行為に基づく支払等

三の二　承認金融機関のうち令第十一条の二第一項に規定する金融商品取引業者（以下「承認金融商品取引業者」という。）　第十四条の二第一項第三号から第六号までに掲げる報告又は同条第四項若しくは第五項の規定による報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等

三の三　承認金融機関のうち令第十一条の二第一項に規定する保険会社（以下「承認保険会社」という。）　第十四条の三第一項第三号から第八号までに掲げる報告又は同条第四項の規定による報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等

四　第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条又は第二十二条第一項、第二項、第五項若しくは第六項の規定による報告をする者　当該報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等

五　削除

六　第二十三条の規定による報告をする銀行等　次に掲げる支払等（外国為替業務に係るものに限る。）

イ　非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該非居住者との間でした支払等

ロ　外国為替業務に関連して外国にある金融機関との間でした支払等

（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告）

第二条　居住者が法第五十五条第一項に規定する支払等（同条第二項に規定する銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等を除く。以下この条において同じ。）をしたときは、当該居住者は、当該支払等が第一条に規定する支払等に該当する場合を除き、当該支払等について、別紙様式第一による報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等をした居住者が当該支払等及び当該支払等をした日の属する月中にした当該支払等以外の前項の規定による報告をしなければ

ならないとされる支払等の全部又は一部について一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする支払等について、前項に規定する様式に代えて、別紙様式第二による報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

3　居住者が外国にある非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため外国にある他の非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴ってした当該建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる材料の購入費、労務費、外注費その他の費用の支払又は当該建設工事代金の支払の受領（当該支払等をした日の属する月中の当該預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴ってした支払等の合計額が一億円に相当する額以下である場合を除く。）の報告をしようとするときは、当該居住者は、前二項に規定する報告の期限にかかわらず、第一項の規定による報告にあっては同項に規定する報告書一通を、前項の規定による報告にあっては同項に規定する報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の終了後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出することができる。

（銀行等又は資金移動業者を経由する支払等の報告）

第三条　居住者が法第五十五条第一項に規定する支払等（同条第二項に規定する銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等に限る。以下この条において同じ。）をしたときは、当該居住者は、当該支払等が第一条に規定する支払等に該当する場合を除き、当該支払等について、別紙様式第三による報告書一通を作成し、当該支払等をした日から十日以内に、当該支払等に係る為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出しなければならない。ただし、当該報告の手続を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（次項及び第三項において「電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合については、当該支払等をした日から二十日以内に、日本銀行に対して行うものとする。

2　前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等をした居住者が、当該支払等及び当該支払等をした日の属する月中にした当該支払等以外の前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等のうち、特定の銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等の全部又は一部について一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする支払等について、前項の規定にかかわらず、別紙様式第四による報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに、当該特定の銀行等又は資金移動業者に提出しなければならない。ただし、当該報告の手続を、電子情報処理組織を使用して行う場合については、当該支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行に対して行うものとする。

3　居住者が第一項の規定による報告をしなければならないとされる支払等の全部又は一部について前項の規定に基づき一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする期間の開始する日の前日までに、財務大臣に対し、当該支払等について一括して報告する旨を書面により通知しなければならない。ただし、前項の規定による報告の手続を、電子情報処理組織を使用して行う場合については、この限りでない。

4　第一項又は第二項の規定による報告書の提出を受けた銀行等又は資金移動業者は、当該報告書の提出を受けた日から十営業日以内に、当該報告書を日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第四条　削除

第二章　資本取引の報告等

（報告を要しない資本取引の範囲）

第五条　令第十八条の五第一項第一号に規定する財務省令で定める小規模の資本取引は、次の各号に掲げる資本取引の区分に応じ、当該各号に掲げる資本取引とする。

一　法第五十五条の三第一項第一号から第六号までに掲げる資本取引（同項第六号に掲げる資本取引にあっては、第十条第一項第一号の二に掲げる証券の取得及び当該取得をした証券の非居住者に対する譲渡に限る。）当該資本取引の額が一億円に相当する額以下のもの

二　法第五十五条の三第一項第六号から第九号までに掲げる資本取引（同項第六号に掲げる資本取引にあっては、前号に掲げる資本取引を除く。）当該資本取引の額が十億円に相当する額に満たないもの

2　令第十八条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める資本取引は、令第十一条第三項若しくは令第十一条の三第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けた者が当該許可を受けたところに従って行った資本取引、又は次に掲げる資本取引のいずれかに該当するものとする。

一　法第五十五条の三第一項第一号から第三号まで、第六号（法第二十条第二号（金銭の貸付契約に基づく債権の消滅に係る取引であって、債権の放棄又は免除に係る取引を除く。）及び第十一号に掲げる資本取引に該当するものに限る。）及び第十号に掲げる資本取引

一の二　法第五十五条の三第一項第四号に掲げる資本取引のうち、居住者と他の居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引及び同項第十一号に掲げる資本取引

一の三　法第五十五条の三第一項第五号又は第六号に掲げる資本取引のうち、居住者と非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係るもの

二　法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引のうち、法第二十八条第一項の規定による届出をしたものによる対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）第七条第一項の規定による報告の対象となる同項第一号に掲げる行為に該当する資本取引

三から七まで　削除

八　法第五十五条の三第一項第六号に掲げる資本取引のうち、金銭の貸付契約に基づく債権の消滅に係る取引（債権の放棄又は免除に係る取引に限り、居住者による次に掲げる外国法人（外国法令に基づいて設立された法人をいう。以下同じ。）に対する対外直接投資に係るものを除く。）

イ　当該居住者により所有される外国法人の株式の数又は出資の金額（以下「株式等」という。）の当該外国法人の発行済株式の総数又は出資の金額の総額（以下「発行済株式等」という。）に占める割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

ロ　当該居住者により所有される外国法人の株式等と当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者により所有される当該外国法人の株式等を合計した株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

九　法第五十五条の三第一項第七号及び第九号に掲げる資本取引のうち、譲渡性預金の預金証書（外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二条第一項第一号に規定する譲渡性預金の預金証書をいう。）の発行又は募集

十　法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

イ　非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ロ　本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ハ　非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ニ　非居住者が他の非居住者から行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

十一　日本銀行が次に掲げる者との間で行った法第五十五条の三第一項第五号（日本銀行法施行規則（平成十年大蔵省令第三号）第五条第一号及び第二号に規定するものを除く。）又は同項第六号（証券の取得又は金銭の貸付けに限る。）に掲げる資本取引

イ　外国中央銀行等又は国際機関

ロ　外国にある金融機関

十二及び十三　削除

十四　承認金融機関又は第二十一条若しくは第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をする者が行った法第五十五の三第一項第五号に掲げる資本取引

十五から十九まで　削除

二十　前各号に掲げるもののほか、法第五十五条の三第一項に基づく報告がされなくても法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務大臣が指定した資本取引

第六条　削除

（資本取引を一括して報告する者の帳簿書類）

第七条　銀行等及び金融商品取引業者（法第二十二条の二第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、法第五十五条の三第五項の規定により、一定の期間内に当事者となり、又は媒介等をした資本取引（同条第一項第六号から第九号まで又は第十二号に掲げるものを除く。）について一括して報告をしたときは、当該銀行等及び金融商品取引業者は、令第十八条の五第七項の規定に基づき、当該報告をした日から一月以内に、法第五十五条の三第五項に定める帳簿書類を作成しなければならない。

2　法第五十五条の三第五項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　資本取引の報告を要しないこととなった相手方（媒介等をしたときは、当該資本取引の当事者）の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

二　資本取引の内容

三　資本取引の実行の日

四　資本取引の報告をした日

五　法第五十五条の三第一項の規定により資本取引の当事者となった都度財務大臣に報告しなければならない事項のうち、一括して報告した事項以外の事項

第八条　削除

（証券の取得又は譲渡に関する報告）

第九条　居住者が法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引を行ったときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日（当該資本取引に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。次条において同じ。）のいずれか遅い日（当該支払等をしない場合には当該資本取引を行った日とする。次条において同じ。）から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2　前項又は第十条第一項若しくは第三項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引を行った居住者（銀行等及び金融商品取引業者に限る。以下この項、第十条第四項及び第十一条第三項において同じ。）が、当該資本取引及び当該資本取引を行った日の属する月中において行った当該資本取引以外の資本取引（前項又は第十条第一項若しくは第三項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引に限る。）の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一　証券の売買の状況に関する報告　別紙様式第十四

二　証券の条件付売買の状況に関する報告　別紙様式第十五の一

（対外直接投資に係る報告等）

第十条　居住者が法第五十五条の三第一項第六号に掲げる資本取引を行ったときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、次の各号に掲げる対外直接投資の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該対外直接投資を行った日又は当該対外直接投資に係る支払等をした日（当該対外直接投資に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。）のいずれか遅い日（当該支払等をしない場合には当該対外直接投資を行った日とする。）から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一　対外直接投資に係る証券の取得であって、次に掲げる外国法人の発行に係る証券の取得　別紙様式第十六

イ　当該居住者により所有される外国法人の株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合又は当該割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

ロ　当該居住者により所有される外国法人の株式等と当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者により所有される当該外国法人の株式等を合計した株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合又は当該割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

一の二　対外直接投資に係る証券の取得であって、前号に掲げるもの以外のもの　別紙様式第十三

2　前項第一号に掲げる対外直接投資又は対外直接投資に係る金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引を行った居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、これらの取引又は行為について次に掲げる資本取引を行ったときは、当該資本取引について、別紙様式第十九による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一　対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡

二　対外直接投資として行った金銭の貸付契約に基づく債権の放棄又は免除に係る取引

3　第一項第一号の二に掲げる対外直接投資を行った居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡をしたときは、当該譲渡について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該譲渡をした日又は当該譲渡に係る支払等をした日（当該譲渡に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。）のいずれか遅い日（当該支払等をしない場合には当該譲渡を行った日とする。）から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定により別紙様式第十六又は第十九による報告をしなければならないとされる資本取引を行った居住者が、当該資本取引及び当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日の属する月中において行った当該資本取引以外の資本取引（第一項又は第二項の規定により別紙様式第十六又は第十九による報告をしなければならないとされる資本取引に限る。）の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引のそれぞれについて、第一項又は第二項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（証券の発行又は募集に関する報告）

第十一条　居住者が法第五十五条の三第一項第七号に掲げる資本取引を行ったときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第二十一による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2　非居住者が法第五十五条の三第一項第八号又は第九号に掲げる資本取引を行ったときは、当該非居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

3　第一項の規定による報告をしなければならないとされる資本取引を行った居住者が、当該資本取引及び当該資本取引を行った日の属する月中において行った当該資本取引以外の同項の規定による報告をしなければならないとされる資本取引の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引のそれぞれについて、第一項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（本邦にある不動産の取得等に関する報告）

第十二条　非居住者が法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引を行ったときは、当該非居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第二十二による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（資本取引の媒介、取次ぎ又は代理に関する報告）

第十三条　銀行等及び金融商品取引業者が法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引の媒介等をしたときは、当該銀行等及び金融商品取引業者は、当該媒介等をした資本取引について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該媒介等をした日から二十日以内に、日

本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2　前項に規定する資本取引の媒介等をした銀行等及び金融商品取引業者が、当該媒介等をした資本取引及び当該資本取引の媒介等をした日の属する月中において媒介等をした当該資本取引以外の資本取引の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該銀行等及び金融商品取引業者は、当該一括して報告しようとする資本取引について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該資本取引の媒介等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一　証券の売買の媒介等の状況に関する報告　別紙様式第十四

二　証券の条件付売買の媒介等の状況に関する報告　別紙様式第十五の一

3　銀行等又は金融商品取引業者が第二十一条の規定により報告をした場合には、当該報告に係る証券の取得又は譲渡の媒介等の状況について、第一項の規定による報告をしたものとみなす。

4　銀行等又は金融商品取引業者が、第十四条第一項第八号、第九号若しくは第十号又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をした場合には、当該銀行等又は金融商品取引業者は、当該報告に係る証券の取得又は譲渡の媒介等の状況について、第二項の規定による報告をしたものとみなす。

5　電子決済手段等取引業者等が法第五十五条の三第一項第三号（法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる場合に限る。）に掲げる資本取引の媒介等（三千万円に相当する額を超える資本取引の媒介等に限る。）をしたときは、当該電子決済手段等取引業者等は、当該媒介等をした資本取引について、別紙様式第二十三による報告書一通を作成し、当該資本取引が行われた日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

6　前項に規定する資本取引の媒介等をした電子決済手段等取引業者等が、当該媒介等をした資本取引及び当該資本取引が行われた日の属する月中において行われた当該資本取引以外の資本取引（当該電子決済手段等取引業者等が媒介等をしたものに限る。）の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該電子決済手段等取引業者等は、当該一括して報告しようとする資本取引について、別紙様式第二十四による報告書一通を作成し、当該媒介等をした資本取引が行われた日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第三章　外国為替業務に関する事項の報告等

（承認銀行等の報告）

第十四条　承認銀行等は、その行った毎月中の外国為替業務に関する事項の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一　特別国際金融取引勘定（法第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定をいう。以下同じ。）における資金の運用及び調達に関する報告　別紙様式第二十五

二　資産及び負債の状況に関する報告　別紙様式第二十六

三　デリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引のうち、同条第九項第二号、同条第十項第二号及び第三号（同項第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）、同条第十一項第二号及び第三号（同項第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）並びに同条第十二項第二号及び第三号（同項第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）に掲げる取引を除く。以下同じ。）に関する報告　別紙様式第二十七

四　貸付債権の売買に関する報告　別紙様式第二十八

五　外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告　別紙様式第二十九

六　削除

七　非居住者との間の貸付けの実行等（貸付けの実行、貸付金の回収及び貸付債権の放棄をいう。以下同じ。）の状況に関する報告　別紙様式第三十一

八　非居住者との間の外貨証券又は円払証券（本邦において、かつ、本邦通貨をもって支払われる証券をいう。以下同じ。）の売買の契約（当該承認銀行等がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約を含む。）の状況に関する報告　別紙様式第十四

九　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の条件付売買（当該承認銀行等がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の条件付売買を含む。）の状況に関する報告　別紙様式第十五の一

十　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払（当該承認銀行等がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払を含む。）の状況に関する報告　別紙様式第十五の二

承認銀行等は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一　第二十一条の規定による報告をする場合又は売買の契約の実績がない場合　前項第八号に掲げる様式

二　条件付売買の実績がない場合　前項第九号に掲げる様式

三　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の実績及び残高がない場合　前項第十号に掲げる様式

3　承認銀行等は、その行った外国為替業務に係る毎四半期中における対外支払手段等（令第三条第一項第十二号に規定する対外支払手段等をいい、同項第三号、同項第七号及び外国為替に関する省令第四条第二項第五号に掲げる取引を除く。第十五条、附則第五条第二号及び附則第六条において同じ。）の売買の状況について、別紙様式第三十二による報告書一通を作成し、翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

4　承認銀行等は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎四半期末現在における非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高の状況について、別紙様式第三十三による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

5　承認銀行等（本邦に本店を有する者のうち、次に掲げる者に限る。）は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎四半期末現在における非居住者に対する国籍及び所在国別の債権の残高の状況について、別紙様式第三十四による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二号に該当する者にあっては、当該者の最初に該当することとなった年度の第四四半期末現在における債権の残高の状況から当該報告書を提出するものとする。

一　外国に支店を有する者

二　外国に支店を有しない者であって、その行った外国為替業務に係る取引に基づく非居住者に対する債権の第三四半期末現在における残高の額が千億円に相当する額を超える者

6　承認銀行等は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎年十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一　外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告　別紙様式第十五の三

一の二　外貨証券に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十六

二　円建外債（非居住者が本邦において発行した円払証券をいう。以下同じ。）に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十七

三　居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十八

四　割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告　別紙様式第三十九

7　承認銀行等は、毎月中における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（承認金融商品取引業者の報告）

第十四条の二　承認金融商品取引業者は、その行った毎月中の外国為替業務に関する事項の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応

じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一　特別国際金融取引勘定における資金の運用及び調達に関する報告　別紙様式第二十五

二　資産及び負債の状況に関する報告（特別国際金融取引勘定に関するものに限る。）　別紙様式第二十六

三　デリバティブ取引に関する報告　別紙様式第二十七

四　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の売買の契約（当該承認金融商品取引業者がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約を含む。）の状況に関する報告　別紙様式第十四

五　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の条件付売買（当該承認金融商品取引業者がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の条件付売買を含む。）の状況に関する報告　別紙様式第十五の一

六　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払（当該承認金融商品取引業者がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払を含む。）の状況に関する報告　別紙様式第十五の二

2　承認金融商品取引業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、次に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一　第二十一条の規定による報告をする場合又は売買の契約の実績がない場合　前項第四号に掲げる様式

二　条件付売買の実績がない場合　前項第五号に掲げる様式

三　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払及び残高がない場合　前項第六号に掲げる様式

3　承認金融商品取引業者は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎年十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一　外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告　別紙様式第十五の三

一の二　外貨証券に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十六

二　円建外債に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十七

三　居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十八

四　割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告　別紙様式第三十九

4　承認金融商品取引業者は、毎月中における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

5　承認金融商品取引業者は、毎月中の証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引（金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）第一条第二項に規定する発行日取引をいう。以下この項及び第二十二条第五項において同じ。）の状況について、別紙様式第四十三による報告書を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする金融商品取引業者を除き、報告の対象となった月中に証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引の実績及び残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（承認保険会社の報告）

第十四条の三　承認保険会社は、その行った毎月中の外国為替業務に関する事項の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一　特別国際金融取引勘定における資金の運用及び調達に関する報告　別紙様式第二十五

二　資産及び負債の状況に関する報告（特別国際金融取引勘定に関するものに限る。）　別紙様式第二十六

三　デリバティブ取引に関する報告　別紙様式第二十七

四　貸付債権の売買に関する報告　別紙様式第二十八

五　非居住者との間の貸付けの実行等の状況に関する報告　別紙様式第四十一

六　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の売買の契約の状況に関する報告　別紙様式第十四

七　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の条件付売買の状況に関する報告　別紙様式第十五の一

八　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の状況に関する報告　別紙様式第十五の二

2　承認保険会社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、次に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一　第二十一条の規定による報告をする場合又は売買の契約の実績がない場合　前項第六号に掲げる様式

二　条件付売買の実績がない場合　前項第七号に掲げる様式

三　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の実績及び残高がない場合　前項第八号に掲げる様式

3　承認保険会社は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎年十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一　外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告　別紙様式第十五の三

一の二　外貨証券に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十六

二　円建外債に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十七

三　居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十八

四　割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告　別紙様式第三十九

4　承認保険会社は、毎月中における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（対外支払手段等の売買に関する報告）

第十五条　令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引（令第三条第一項第十四号に規定する銀行等間外国為替市場において行われたものに限る。次項において同じ。）の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者（日本銀行及び承認銀行等を除く。）は、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の属する四半期の翌四半期中の対外支払手段等の売買の状況について、別紙様式第三十二による報告書一通を作成し、報告の対象となった四半期の翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2　令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した者は、指定期間中の毎四半期中の対外支払手段等の売買の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（デリバティブ取引に関する報告等）

第十六条　令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等（日本銀行及び承認銀行等を除く。次条第一項、第十九条第一項並びに第二十二条第一項及び第三項において同じ。）、金融商品取引業者（承認金融商品取引業者を除く。第二十二条第一項及び第三項において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び同法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいい、承認保険会社を除く。次条第一項、第十九条第一項並びに第二十二条第一項及び第三項において同じ。）、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）又は資産運用会社（同条第

二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）は、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中のデリバティブ取引の状況について、別紙様式第二十七による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中にデリバティブ取引の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

2　令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、指定期間中の毎月中のデリバティブ取引の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中にデリバティブ取引の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

3　前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（貸付債権の売買に関する報告等）

第十七条　令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等又は保険会社は、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中の貸付債権の売買の状況について、別紙様式第二十八による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中に貸付債権の売買の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

2　令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等又は保険会社は、指定期間中の毎月中の貸付債権の売買の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中に貸付債権の売買の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

3　前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（外国通貨又は旅行小切手の売買の状況に関する報告）

第十八条　令第十八条の七第二項第二号ニに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百万円に相当する額を超える者のうち、本邦において両替業務（法第二十二条の三に規定する両替業務をいう。次項において同じ。）を行う者は、当該取引の月中の合計額が百万円に相当する額を超えた月の翌月中の外国通貨又は旅行小切手の売買の状況について、別紙様式第二十九による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2　令第十八条の七第二項第二号ニに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百万円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した本邦において両替業務を行う者は、指定期間中の毎月中の外国通貨又は旅行小切手の売買の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中に外国通貨又は旅行小切手の売買の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（貸付けの実行等の状況に関する報告等）

第十九条　令第十八条の七第二項第二号ヘに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等又は保険会社は、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中の貸付けの実行等の状況について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる報告書については、報告の対象となった月中に貸付けの実行等の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

一　銀行等　別紙様式第三十一

二　保険会社　別紙様式第四十一

2　令第十八条の七第二項第二号ヘに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等又は保険会社は、指定期間中の毎月中の貸付けの実行等の状況について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる報告書については、報告の対象となった月中に貸付けの実行等の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

一　銀行等　別紙様式第三十一

二　保険会社　別紙様式第四十一

3　前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（証券の売買の契約の状況に関する報告）

第二十一条　令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社若しくは資産運用会社又はこれらに準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社若しくは資産運用会社（以下この条において「指定報告機関」という。）は、指定期間中の毎営業日中の居住者と非居住者との間における証券の売買の契約（当該指定報告機関と非居住者との間における証券の売買契約及び当該指定報告機関の媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約をいう。）の状況について、別紙様式第十四による報告書一通を作成し、翌々営業日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（証券の売買の契約等の状況に関する報告等）

第二十二条　令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（以下この項において「報告機関」という。）は、当該取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中の居住者と非居住者との間における外貨証券又は円払証券の売買の契約等（当該報告機関と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払並びに当該報告機関の媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払をいう。）の状況について、報告の対象となった月中に売買の契約等の実績がない場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者については第一号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一　証券の売買の契約の状況に関する報告　別紙様式第十四

二　証券の条件付売買の状況に関する報告　別紙様式第十五の一

三　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の状況に関する報告　別紙様式第十五の二

2　令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（以下

この項において「報告機関」という。）は、指定期間中の毎月中の居住者と非居住者との間における外貨証券又は円払証券の売買の契約等（当該報告機関と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払並びに当該報告機関の媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払をいう。）の状況について、報告の対象となった月中に売買の契約等の実績がない場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者については第一号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一　証券の売買の契約の状況に関する報告　別紙様式第十四

二　証券の条件付売買の状況に関する報告　別紙様式第十五の一

三　非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の状況に関する報告　別紙様式第十五の二

3　令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、当該取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の属する年の十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一　外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告　別紙様式第十五の三

一の二　外貨証券に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十六

二　円建外債に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十七

三　居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十八

四　割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告　別紙様式第三十九

4　令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、指定期間中の十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一　外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告　別紙様式第十五の三

一の二　外貨証券に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十六

二　円建外債に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十七

三　居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告　別紙様式第三十八

四　割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告　別紙様式第三十九

5　前条又は第一項若しくは第二項の規定による報告をする金融商品取引業者は、毎月中の証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引の状況について、別紙様式第四十三による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする金融商品取引業者を除き、報告の対象となった月中に証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引の実績及び残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

6　前条又は第一項若しくは第二項の規定による報告をする銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（銀行等の資産及び負債に関する報告）

第二十三条　第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十一条又は第二十二条の規定による報告をする銀行等は、当該報告に係る取引を行った日の属する月の月末現在における資産及び負債の残高の状況について、別紙様式第二十六による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月末の残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高に関する報告）

第二十三条の二　令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ及びトに規定する外国為替業務に係る取引又は行為に基づく月末の債権の残高の額が千億円に相当する額を超える銀行等のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した者は、その行った外国為替業務に係る取引又は行為に基づく毎四半期末現在における非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高の状況について、別紙様式第三十三による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（非居住者に対する国籍及び所在国別の債権の残高に関する報告）

第二十三条の三　令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ及びトに規定する外国為替業務に係る取引又は行為に基づく月末の債権の残高の額が千億円に相当する額を超える銀行等（本邦に本店を有する者に限る。）のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した者は、その行った外国為替業務に係る取引又は行為に基づく毎四半期末現在における非居住者に対する国籍及び所在国別の債権の残高の状況について、別紙様式第三十四による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（その他の報告）

第二十四条　財務大臣は、令第十八条の八第一項の規定により報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、告示又は通知する方法により、当該報告を求める事項を指定してするものとする。

2　令第十八条の八第二項に規定する財務省令で定める手続は、同条第一項の規定により指定された事項の報告書を提出する場所、当該報告書を提出する通数その他財務大臣が定める手続とする。

3　財務大臣は、第一項に規定する告示又は通知をするときは、併せて前項に規定する手続を告示又は通知するものとする。

第四章　対外の貸借及び国際収支に関する資料

第二十五条　削除

（航空会社の事業収支に関する報告）

第二十六条　本邦の航空会社（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を営む会社をいう。）のうち本邦と外国との間及び外国相互間において輸送事業を行う航空会社は、毎月中における当該事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十五による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも百万円に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

2　本邦にある外国の航空会社の支店及び代理店は、毎月中における本邦と外国との間及び外国相互間の輸送事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十六による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも百万円に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（船会社の事業収支に関する報告）

第二十七条　本邦の船会社（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。）のうち本邦と外国との間及び外国相互間において当該事業を行う船会社は、毎月中における当該事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十七による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の対居住者取引に係る収入の項目の額がいずれも百万円に満たない場合であって、かつ、対非居住者取引に係る収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも千米ドルに満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

２　本邦にある外国の船会社の支店及び代理店は、毎月中における本邦と外国との間及び外国相互間の運輸事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十八による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも百万円に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（貨物の輸出入等に係る保険に関する報告）

第二十八条　本邦にある損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいい、非居住者との間の貨物の輸出、輸入又は外国相互間の移動に係る保険契約に関する業務を行う者に限る。）は、毎月中における非居住者との間の貨物の輸出、輸入又は外国相互間の移動に係る保険契約に基づく保険料又は保険金の支払等の状況について、別紙様式第四十九による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中に当該保険契約に基づく保険料及び保険金の支払等の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（外国法人の内部留保等に関する報告）

第二十九条　外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有している居住者は、当該居住者の事業年度末（当該居住者が法人以外の場合にあっては、当該外国法人の事業年度末）における当該外国法人への出資比率及び当該外国法人の内部留保等の状況並びに当該居住者の事業年度末（当該居住者が法人以外の場合にあっては、次の各号に掲げる外国法人の事業年度末）における次の各号に掲げる外国法人（当該居住者に総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人を除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況について、別紙様式第五十一による報告書一通を作成し、当該居住者が法人の場合にあっては翌事業年度（当該報告の対象となる事業年度の終了日の属する当該居住者の事業年度の翌事業年度をいう。）開始後四月以内に、法人以外の場合にあっては翌年（当該報告の対象となる事業年度の終了日の属する年の翌年をいう。）開始後四月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該居住者に総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人の報告の対象となる事業年度末における当該居住者による出資の帳簿価額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

一　当該居住者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有されている外国法人

二　前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の議決権を所有されている外国法人（同号に掲げる外国法人を除く。）

三　当該居住者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

（本邦にある会社等の内部留保等に関する報告）

第三十条　一のもの（法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるもののうち非居住者に限る。次項において同じ。）により総株主又は総社員の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）の百分の十以上の議決権を所有されている本邦にある会社は、当該一のものの出資比率及び当該会社の内部留保等の状況並びに次の各号に掲げる外国法人（当該一のものを除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況について、別紙様式第五十二による報告書一通を当該会社の事業年度ごとに作成し、翌事業年度開始後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該会社の資本金の額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

一　当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

二　前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

三　当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（第一号に掲げる外国法人を除く。）

四　当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人（前各号に掲げる外国法人を除く。）

五　当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

２　一のものにより特定出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定出資をいう。）の総口数の百分の十以上を所有されている本邦にある特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）は、当該一のものの出資比率及び当該特定目的会社の内部留保等の状況並びに次の各号に掲げる外国法人（当該一のものを除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況について、別紙様式第五十二による報告書一通を当該特定目的会社の事業年度ごとに作成し、翌事業年度開始後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定目的会社の特定資本金の額（同法第十六条第二項第四号に規定する特定資本金の額をいう。）と優先資本金の額（同法第四十二条第一項第一号に規定する優先資本金の額をいう。）を合計した金額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

一　当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

二　前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

三　当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（第一号に掲げる外国法人を除く。）

四　当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人（前各号に掲げる外国法人を除く。）

五　当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

（証券の償還等の状況に関する報告）

第三十一条　証券の発行又は募集をすることについて第十一条第一項又は第二項の規定による報告（同条第二項の規定による報告については、法第五十五条の三第一項第八号に掲げる資本取引に該当するものに限る。）をした居住者又は非居住者（外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）の施行の日（平成十年四月一日）前に法第二十条第六号に掲げる資本取引を行った居住者又は非居住者を含む。）は、毎年十二月末現在における当該証券の償還等（元本の全部若しくは一部の償還、買入消却又は当該証券の株式への転換をいう。）の状況について、別紙様式第五十三による報告書一通を作成し、翌年一月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該報告に係る証券の十二月末現在における発行残高の額が十億円に相当する額に満たない場合は、この限りでない。

（海外預金の残高に関する報告等）

第三十二条　居住者（日本銀行、承認銀行等及び第二十三条の規定による報告をする銀行等を除く。）は、非居住者との間の預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該債権の月末現在における残高が一億円に相当する額を超えたときは、当該債権の残高の状況について、別紙様式第五十四による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の末日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

２　前項の規定による報告のうち、居住者が非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため他の非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該債権の残高に関する報告については、前項に規定する報告

の期限にかかわらず、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該債権の額の月末における残高が一億円に相当する額を超えた月の終了後三月以内に、提出することができる。

（対外の貸借及び国際収支に関する統計）

第三十三条　財務大臣は、第二十六条から前条までの規定による報告のほか、令第十八条の九第三項の規定に基づき、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成するため必要な資料の提出を求める場合には、関係行政機関及び同項各号に掲げる者に対し、告示又は通知する方法により、当該提出を求める資料を指定してするものとする。

第五章　雑則

（財務局長等が求めるその他の報告）

第三十四条　財務局長又は福岡財務支局長は、令第二十五条第五項の規定に基づき、同条第二項及び第四項の規定の実施に必要な限度において、外国為替業務を行う者から報告を徴することができる。

（報告書作成上の換算等）

第三十五条　令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算（この省令の規定により報告書を作成する場合における換算に限る。）に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一　第二条第二項、第三条第二項、第十三条第五項及び第六項、第十四条第一項第三号及び第五項、第十四条の二第一項第三号、第十四条の三第一項第三号、第十六条第一項及び第二項、第二十三条の三、第三十条並びに第三十二条第一項の規定による報告　当該報告に係る取引、行為若しくは支払等が行われた日又はその日の属する月の末日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二　第九条第二項、第十三条第二項、第十四条（同条第一項第一号及び第三号並びに第三項第一号の二から第四号までを除く。）、第十四条の三（同条第一項第一号及び第三号並びに第三項第一号の二から第四号までを除く。）、第十五条、第十六条第三項、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条の二まで（第二十二条第三項第一号の二から第四号まで及び第四項第一号の二から第四号までを除く。）及び第二十六条から第二十八条までの規定による報告　財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて換算する方法

三　第十四条第一項第一号、第十四条の二第一項第一号及び第十四条の三第一項第一号の規定による報告　承認金融機関が特別国際金融取引勘定において取引又は行為を経理する場合に使用する相場を用いて換算する方法

第三十六条　令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間の換算（この省令の規定により報告書の提出の要否を判断する場合における換算に限る。）に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一　第一条第一項に規定する支払等のうち外国通貨によりされるものであって、当該支払等について本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの　当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二　第一条第二項第一号ニかっこ書きに規定する支払等　当該支払等をした日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二の二　第十三条第五項に規定する資本取引の媒介等　当該媒介等をした資本取引が行われた日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

三　第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第一項に規定する取引の合計額、第十四条第五項第二号に規定する債権の残高の額又は第二十二条第一項に規定する取引若しくは行為の合計額　当該取引の合計額、当該債権の残高の額又は当該取引若しくは行為の合計額について、前条第二号に規定する方法により換算する方法

四　第三十二条第一項に規定する債権の額の月末における残高の額　当該債権の額の月末における残高について、前条第一号に規定する方法により換算する方法

第三十六条の二　法第五十五条第一項に規定する支払等のうち電子決済手段等によりされるものであって、当該規定を適用する場合における本邦通貨と電子決済手段等との間又は異種の電子決済手段等相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等が行われた日における当該支払等の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

2　電子決済手段等取引業者等が第十三条第五項又は第六項の規定による報告をする場合における異種の電子決済手段等相互間の換算は、これらの規定においてその額について当該換算をすべき資本取引が行われた日における当該資本取引の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

第三十七条　この省令に規定する報告書を作成する場合において、次の各号に掲げる事項について番号により記載する必要があるときは、当該番号は、当該各号に掲げる番号を使用してするものとする。

一　国際収支項目　別表第一に掲げる国際収支項目番号

二　国又は地域　別表第二に掲げる国又は地域番号

三　業種　別表第三に掲げる業種番号

（事務の委任）

第三十八条　令第二十六条第七号、第八号及び第十号に掲げる事務のうち、日本銀行に取り扱わせる事務として財務省令で定めるものは、次に掲げる事務とする。

一　第二条、第三条、第九条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条の三まで又は第二十六条から第三十二条までの規定に基づく報告書の受理に関する事務

二　削除

三　対外の貸借及び国際収支に関する統計の作成に関する事務

四　前三号に掲げる事務のほか、この省令の施行のため必要な事務のうち、財務大臣が定めるもの

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。ただし、第六条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

（外国為替取引等の報告に関する省令の廃止）

第二条　外国為替取引等の報告に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この省令による廃止前の外国為替取引等の報告に関する省令（以下「旧省令」という。）の規定に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号。第三項において「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、なお従前の例による。

2　外国為替管理令の一部を改正する政令による改正前の外国為替管理令第二十一条第一項の規定に基づき条件として付された事項のうち、施行日前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、なお従前の例による。

3　第五条第一項第一号、同条第二項第七号及び第八号並びに第十条第三項の規定の適用については、改正法による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第二十二条第一項第四号の規定により届け出られた届出に係る対外直接投資で、施行日前に行われているもの及び改正法の附則第四条第一項の規定の適用を受けるものは、法第二十三条第一項の規定により届け出られたものとみなす。

第四条　法第五十五条の三第三項の規定に基づき届出をしようとする居住者が自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととしたい期間を平成十年四月中に開始しようとするときは、当該居住者は、この省令の公布の日から、第六条第一項の規定の例により届け出ることができる。この場合において、同項中「一月前」とあるのは「十日前」と読み替えるものとする。

2　前項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する大蔵大臣の事務の委任については、第三十八条第二号の規定の例による。

（移行期間中の報告の特例）

第五条　承認金融機関は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間（以下「移行期間」という。）に行った外国為替業務に係る取引又は行為について報告をするときは、第十四条第一項第二号、同項第三号、同項第七号から同項第九号まで、同条第二項及び同条第六項の規定にかかわらず、当該各号及び各項に規定する様式に代えて、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により報告することができる。

一　資産及び負債の状況に関する報告　別紙様式第五十五
二　対外支払手段等の売買に関する報告　別紙様式第五十六
三　デリバティブ取引に関する報告　別紙様式第五十七から第六十まで
四　貸付金の実行状況に関する報告　別紙様式第六十一
五　外貨証券の売買状況に関する報告　別紙様式第六十二
六　円払証券の売買状況に関する報告　別紙様式第六十三
七　利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告　別紙様式第六十四

第六条　第十五条の規定による対外支払手段等の売買に関する報告をする者のうち、銀行等又は証券会社は、移行期間中に行った対外支払手段等の売買の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第五十六により、証券会社にあっては別紙様式第六十五により報告することができる。

第七条　第十六条の規定によるデリバティブ取引に関する報告をする者は、移行期間中に行ったデリバティブ取引の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第五十七から第六十までにより、証券会社にあっては別紙様式第五十九及び第六十六により、保険会社、証券投資信託委託業者及び金融先物取引業者にあっては別紙様式第六十六により報告することができる。

第八条　第十九条第一項又は第二項の規定による貸付金の実行の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中に行った貸付けの実行等の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第六十一により報告することができる。

第九条　第二十一条の規定による証券の売買の契約の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における証券の売買の契約の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十七及び第六十八により、証券会社にあっては別紙様式第六十八及び第六十九により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第六十七により報告することができる。

第十条　第二十二条第一項又は第二項の規定による外貨証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における外貨証券の売買の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十二により、証券会社にあっては別紙様式第七十により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第七十一により報告することができる。

2　第二十二条第一項又は第二項の規定による円払証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における円払証券の売買の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十三により、証券会社にあっては別紙様式第七十二により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第七十三により報告することができる。

第十一条　第二十三条の規定による銀行等の資産及び負債の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中の毎月末現在における資産及び負債の残高の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、別紙様式第五十五により報告することができる。

第十二条　第十六条第三項、第十七条第三項、第十九条第三項又は第二十二条第六項の規定による外国為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告をする者は、移行期間中に行った外国為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十四により、証券会社にあっては別紙様式第七十四により、保険会社にあっては別紙様式第七十五により報告することができる。

第十三条　附則第五条から前条までに規定する報告書については、旧省令に規定する報告書を取り繕い使用することができる。

2　この省令の別紙様式第三による報告書については、当分の間、旧省令第十条第一項に規定する別紙様式第九（一）及び第九（二）による報告書を取り繕い使用することができる。

第十四条　この省令に基づく報告書の作成を機械処理により行う場合にあっては、同省令に規定する様式については、各様式に必要なコード番号を付し、若しくは各様式の規格を調整し、又は報告をしなければならないこととされている事項以外の部分を割愛する等所要の修正を加えたものを使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

第十五条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平成三十一年四月中にした支払等に係る報告の特例）

第十六条　第三条第一項の規定による支払等の報告をする場合において、次の表の上欄に掲げる日にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日から十日以内に」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十一年四月二十四日	平成三十一年五月八日までに	
平成三十一年四月二十五日	平成三十一年五月九日までに	
平成三十一年四月二十六日から同月二十九日まで	平成三十一年五月十日までに	

2　第三条第二項の規定による支払等の報告をする場合において、平成三十一年四月中にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに」とあるのは、「平成三十一年五月十四日までに」とする。

（新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例）

第十七条　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に起因するやむを得ない事情により、この省令に基づく報告義務の全部又は一部を履行することができないときは、そのできない報告義務について履行することを要しない。この場合において、当該報告義務を履行しなかった者は、履行しなかった報告義務の全部又は一部を履行することができることとなった後、遅滞なく、当該報告義務を履行するものとする。

附　則（平成一〇年六月一八日大蔵省令第九七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

附　則（平成一〇年一一月三〇日大蔵省令第一五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正前の別紙様式第十四、第二十三、第二十四及び第七十は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則（平成一〇年一二月一〇日大蔵省令第一六四号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第三十二及び第三十三に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、この省令の施行の日前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、なお従前の例による。

2　改正前の別紙様式第五、第十、第十三から第十五まで、第三十二、第三十三、第四十二、第四十四、第五十四、第五十六、第五十七、第五十九、第六十二、第六十三及び第六十五から第七十二までについては、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則（平成一一年二月二六日大蔵省令第三号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第三十五条第二号の改正規定中「同条第一項第三号」を「同条第一項第一号、第三号」に改める部分、同条に一号を加える改正規定及び別紙様式第五十九の改正規定　公布の日

二　第十四条第四項の改正規定、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定、第二十条の改正規定、第三十五条第一号の改正規定、同条第二号の改正規定中「、第四項第二号並びに第五項を除く。」を「、第四項並びに第六項を除く。」に改める部分、別紙様式第三十四及び第三十五の改正規定並びに別紙様式第三十四の次に様式を加える改正規定　平成十二年一月一日

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の別紙様式第十二、第三十四、第三十五及び第五十九による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十二、第三十四、第三十五及び第五十九による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成一二年六月二六日大蔵省令第五九号）

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

附　則（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）　抄

1　この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則（平成一二年八月三〇日大蔵省令第七一号）

（施行期日等）

第一条　この省令は、平成十二年九月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、それぞれ次に掲げる報告から適用する。

一　別紙様式第三十三の改正規定中記入要領3に係る部分及び別紙様式第三十四の改正規定中記入要領3に係る部分　平成十三年三月末現在分の報告

二　別紙様式第三十五の改正規定中記入要領4に係る部分　平成十三年六月末現在分の報告

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の別紙様式第十二、第十四（付表（　年　月分）を含む。）、第十五、第二十九、第三十三から第三十五まで及び第四十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十二、第十四（付表（　年　月分）を含む。）、第十五、第二十九、第三十三から第三十五まで及び第四十四による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成一二年一一月三〇日大蔵省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中外国為替に関する省令第四条第二項及び第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第十五条第一項の改正規定　平成十二年十二月一日

二　第一条中外国為替に関する省令第二条第二項及び第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第二十二条第五項の改正規定　平成十三年一月六日

附　則（平成一四年三月二八日財務省令第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令による改正後の別紙様式第十三、第十四（付表（　年　月分）を含む。）、第十五（裏面）「共通項目」欄のコード表等を含む。）、第三十六及び第三十八による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十三、第十四（付表（　年　月分）を含む。）、第十五（裏面）「共通項目」欄のコード表等を含む。）、第三十六及び第三十八による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成一四年七月一二日財務省令第四三号）

（施行期日等）

第一条　この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　別紙様式第三十四の改正規定　公布の日

二　第二十三条の二及び第二十三条の三を加える改正規定及び別紙様式第三十二の改正規定　公布の日

三　第一条第一項の改正規定　平成十五年四月一日

四　第一号から第三号に掲げる改正規定以外の改正規定　平成十七年一月一日

前項各号に掲げる改正規定による改正後の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一　前項第一号に係る改正後の規定　平成十四年六月末現在分の報告（施行日以降に提出されるものに限る。）

二　前項第二号に係る改正後の規定　平成十四年九月末現在分の報告

三　前項第三号に係る改正後の規定　平成十五年四月一日以降の支払又は支払の受領に係る報告

四　前項第四号に係る改正規定　平成十七年一月一日以降の取引若しくは行為又は支払若しくは支払の受領に係る報告

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の別紙様式第三十四による報告書については、平成十六年十二月三十一日までの間、改正前の別紙様式第三十四による報告書を取り繕い使用することができる。

2　この省令による改正前の別紙様式第二及び別紙様式第四の様式中「五百万円」とあるのは、平成十五年四月一日から平成十六年十二月三十一日までの間に行われた支払又は支払の受領に係る報告に関し、「三千万円」と読み替えるものとする。

附　則（平成一四年八月一六日財務省令第四八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

附　則（平成一五年三月二七日財務省令第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中別紙様式第四十二の改正規定　平成十七年一月一日

二　第三条の改正規定（同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十九の改正規定を除く。）　平成十七年一月一日

三　第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定　平成十五年四月一日

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令の別紙様式第三十三から別紙様式第三十五までは、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則（平成一五年六月三〇日財務省令第六七号）

（施行期日）

第一条　この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　別紙様式第三十三及び別紙様式第三十四の改正規定　平成十七年一月一日

二　前号に掲げる改正規定以外の改正規定　平成十五年七月一日

2　前項各号に掲げる改正規定以外の改正規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一　前項第一号に係る改正後の規定　平成十六年十二月末現在分の報告

二　前項第二号に係る改正後の規定　平成十五年七月一日以降の取引又は行為に係る報告

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の別紙様式第二十五による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二十五による報告書を取り繕い使用することができる。

2　この省令による改正後の別紙様式第二十六による報告書については、平成十六年十二月末現在分の報告までの間、改正前の別紙様式第二十六による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成一六年三月一九日財務省令第一三号）

この省令は、平成十六年三月二十六日から施行する。ただし、第一条中第十条の改正規定は同年三月二十九日から、第一条中第四条の改正規定並びに第二条の規定は同年四月一日から施行する。

附　則（平成一六年一二月一日財務省令第七二号）　抄

この省令は、平成十七年一月四日から施行する。

附　則（平成一七年二月八日財務省令第三号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は同年三月一日から、第一条第二項第一号ハ及び第五号の改正規定、第五条第二項第十九号の改正規定、第十四条第一項第十号の改正規定、第三十五条第一号及び第二号の改正規定、第三十六条第三号の改正規定並びに第三十八条第一号の改正規定は公布の日から施行し、改正後の別紙様式第二十九による報告書の提出は、同年四月分の報告から適用する。

附　則（平成一七年六月二〇日財務省令第五四号）

この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

附　則（平成一七年九月二八日財務省令第六七号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附　則（平成一八年四月二八日財務省令第四〇号）

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附　則（平成一九年九月一四日財務省令第四九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附　則（平成二〇年六月一八日財務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年九月三〇日財務省令第六一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附　則（平成二一年四月二二日財務省令第三三号）

この省令は、平成二十一年五月十二日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。

附　則（平成二二年三月一日財務省令第六号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中外国為替に関する省令第二条第二項第三号の改正規定並びに第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第十四条第一項及び第二項、第二十五条、第三十三条、第三十五条第二号並びに第三十八条第一号の改正規定並びに同令別紙様式第三十及び第四十四の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までによる申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一から第四までによる報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までによる申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一から第四までによる報告書を取り繕い使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成二二年六月一六日財務省令第四一号）

この省令は、平成二十二年七月六日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。

附　則（平成二三年四月一一日財務省令第一八号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年五月一日から施行する。

2　この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令（以下「新省令」という。）の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一　第二十九条の改正規定による改正後の規定　平成二十三年四月末以降に終了する対外直接投資に係る外国法人の事業年度に係る報告

二　第三十条の改正規定及び別紙様式第五十二の改正規定による改正後の規定　平成二十三年四月末以降に終了する事業年度に係る報告

三　第三十二条、第三十六条第四号及び別紙様式第五十四の改正規定による改正後の規定　平成二十三年四月末現在分の報告

四　前三号に掲げる規定以外のこの省令による改正後の規定　平成二十三年五月一日以降の取引又は行為に係る報告

（経過措置）

第二条　承認金融機関又は外国為替の取引等の報告に関する省令第二十一条又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をする者（以下「承認金融機関等」という。）は、財務大臣が定める日までの間、新省令第十条第一項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引について、同項の規定にかかわらず、当該様式に代えて、別紙様式第十六により報告することができる。

2　承認金融機関等は、財務大臣が定める日までの間、新省令第十条第三項の規定により報告をしなければならないとされる資本取引について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第十九により報告することができる。

3　この省令の施行日前に、この省令による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令第十条第一項の規定により対外直接投資について報告をした者又は外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二十二条第一項又は第二十四条第一項の規定により対外直接投資について届出をした者は、当該対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡について、新省令第十条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第十九により報告することができる。

4　この省令による改正後の別紙様式第二、第十四、第十六、第十七、第十八、第十九、第五十二及び第五十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二、第十四、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第五十二及び第五十四による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成二三年一二月二八日財務省令第九六号）

（施行期日）

第一条　この省令は平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第五条の改正規定（同条第二項第一号の二の次に一号を加える部分を除く。）、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条の改正規定（同条第三項第三号を削る部分を除く。）、第十四条第一項第三号の改正規定、第二十八条の改正規定（同条にただし書を加える部分に限る。）、第三十五条の改正規定並びに別紙様式第十六から第十八まで、別紙様式第二十三及び第二十四の改正規定並びに附則第一条第二項の規定（同項第一号に係る部分に限る。）並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十四年一月十七日から施行する。

2　この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一　第一条の改正規定、第五条の改正規定（同条第二項第一号の二の次に一号を加える部分を除く。）、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条の改正規定（同条第三項第三号を削る部分を除く。）、第十四条第一項第三号の改正規定並びに別紙様式第十六から第十八まで、別紙様式第二十三及び第二十四の改正規定による改正後の規定　平成二十四年一月十七日以降の取引又は行為に係る報告

二　第二十八条の改正規定（同条にただし書を加える部分に限る。）による改正後の規定　平成二十四年一月分の報告

三　第二十九条、第三十条及び別紙様式第五十から第五十二までの改正規定による改正後の規定　平成二十六年一月以降に終了する事業年度末に係る報告（第二十九条並びに別紙様式第五十及び第五十一の改正規定による改正後の規定に関し、当該規定に係る報告をする者が法人以外の場合にあっては平成二十六年末に係る報告）

四　前号に掲げる規定以外のこの省令による改正後の規定　平成二十六年一月一日以降の取引又は行為に係る報告

（経過措置）

第二条　外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第十八号）附則第二条第一項及び第二項に規定する財務大臣が定める日は、平成二十六年一月一日とする。

第三条　当分の間、別紙様式第十四中「第１３条第４項又は第５項」とあるのは「第１３条第３項又は第４項」と、別紙様式第十五の一及び第十五の二中「第１３条第５項」とあるのは「第１３条第４項」と読み替えるものとする。

第四条　この省令による改正後の別紙様式による報告については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成二五年一二月一二日財務省令第六二号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別紙様式第十六の改正規定は平成二十六年一月二日から、第一条中別紙様式第十九の改正規定は同月一日から施行し、改正後の別紙様式第十九による報告書の提出は、同日以降の取引又は行為に係る報告から適用する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の別紙様式による報告については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成二六年七月四日財務省令第四八号）

この省令は、平成二十六年七月四日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。

附　則（平成二六年一二月一日財務省令第九一号）

（施行期日）
第一条　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第十三による報告書については、当分の間、改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第十三による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成二七年五月二九日財務省令第五六号）

（施行期日）
第一条　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令による改正後の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成二九年八月二五日財務省令第五三号）

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附　則（平成三〇年五月一八日財務省令第四〇号）

（施行期日）
第一条　この省令は、平成三十年六月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成三〇年六月八日財務省令第四五号）

（施行期日）
第一条　この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令による改正後の別紙様式による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（平成三一年四月一七日財務省令第三五号）

この省令は、平成三十一年四月二十四日から施行する。

附　則（令和元年六月二四日財務省令第九号）

（施行期日）
1　この省令は、令和元年七月一日から施行する。
（経過措置）
2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則（令和元年一二月一三日財務省令第三八号）

（施行期日）
第一条　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令による改正後の様式による報告書については、当分の間、改正前の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（令和二年三月一二日財務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行し、令和二年二月二十五日から適用する。

附　則（令和二年四月三日財務省令第三九号）

（施行期日）
第一条　この省令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（令和二年四月三〇日財務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一〇月三〇日財務省令第六八号）

（施行期日）
第一条　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令による施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則（令和三年三月二九日財務省令第九号）

（施行期日）
第一条　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令（以下「新省令」という。）第一条第二項第一号イ及びトの規定は、新省令の施行の日（以下「施行日」という。）以降にする支払等について適用し、施行日前にした支払等については、なお従前の例による。
第三条　新省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（令和四年五月九日財務省令第四二号）

（施行期日）
1　この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年五月十日）から施行する。
（経過措置）
2　第二条の規定による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令（以下この項及び次項において「新報告省令」という。）第一条第二項第一号チ並びに第十三条第五項及び第六項の規定は、令和四年六月一日以後に行われる外国為替及び外国貿易法第五十五条第一項に規定する支払等及び新報告省令第十三条第五項に規定する資本取引について適用する。
3　この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに新報告省令別紙様式第三及び第四の様式による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第三及び第四の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附　則（令和五年五月二六日財務省令第三九号）　抄

（施行期日）
1　この省令は、令和五年六月一日から施行する。
（経過措置）
3　この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一、第二、第二十三及び第二十四の様式による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一、第二、第二十三及び第二十四の様式による報告書を取り繕い使用することができる。
4　この省令の施行の際現に行われている改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第一項、第五項及び第七項の規定による届出は、施行日の前日限り、その効力を失う。

別表第一　国際収支項目番号（第三十七条関係）

国際収支項目番号	国際収支項目
〇一一	（財貨） 貴金属の売買代金（輸出入に該当するもの）
〇一二	金の地金のうち当該金の地金の全重量に占める金の含有量が百分の九十以上のもの（以下この表において「金の地金」という。）の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、金融商品に該当するもの）
〇一三	金の地金の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、金融商品又は割賦販売に該当しないもの）
〇一四	金の地金以外の貴金属の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの）
〇三三	貴金属以外の金属の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、金融商品に該当するもの）

○四一 割賦販売の対象商品の売買代金（輸出入又は仲介貿易に該当しないもの）
○四二 割賦販売の対象商品の割賦代金（元本部分）
○五一 ファイナンシャルリースの対象となる商品の売買代金（輸出入に該当しないもの）
○五二 ファイナンシャルリースのリース料（元本部分）
○六一 現地転売貨物の売買代金
○六二 仲介貿易貨物以外のその他貨物の売買代金等（輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの）
○七一 仲介貿易貨物の売買代金
○七四 貨物の輸出に関連する価格調整金
○七五 貨物の輸入に関連する価格調整金
○七六 仲介貿易及び現地転売に関連する価格調整金
○七七 貨物の売買に関連するその他費用等（価格調整金に該当しないもの）
○八一 加工賃（再輸出入を伴うもの）
○八二 加工賃（再輸出入を伴わないもの）
○九一 動産修理費及び保守点検費
一一一 （旅行）
一一二 クレジットカードの決済代金
一一三 旅行に係る経費（旅行会社間のもの）又は長期留学に係る経費
一一四 旅行に係る経費（旅行会社間以外のもの）、医療費又は短期留学に係る経費
二一一 海上貨物運賃
二一二 航空貨物運賃
二一三 海上旅客運賃
二一四 航空旅客運賃
二一五 船用油等港湾調達財貨の売買代金
二一六 用船料
二一七 用機料
二一八 海上輸送経費
二一九 航空輸送経費
二二一 〔運航事業収支報告書又は国際航空輸送事業収支報告書を提出する者以外の者が行ったもの〕
二二二 海上貨物運賃
二二三 航空貨物運賃
二二三 航空旅客運賃
二二四 海上旅客運賃
二二五 海上輸送及び航空輸送以外の貨物運賃
二二六 海上輸送及び航空輸送以外の旅客運賃
二二七 船用油等港湾調達財貨の売買代金
二二八 用船料（乗員を含む輸送設備の貸借料）
二二九 用船料（輸送設備のみの貸借料）
二二〇 用機料（乗員を含む輸送設備の貸借料）
二二一 用機料（輸送設備のみの貸借料）
二二二 その他海上輸送経費
二二三 その他航空輸送経費
二二四 〔その他（輸送サービスに係るもののうち、以上の項目に該当しないもの）〕
二二一 海上輸送及び航空輸送以外の輸送関連費用
（保険）
二三一 貨物運送保険料
二三二 貨物運送保険金
二三三 損害保険料
二三四 損害保険金
二三五 生命保険料及び年金保険料
二三六 生命保険金及び年金
二三七 再保険料
二三八 再保険金
二三九 保険、年金事務に関連する手数料
（その他サービス）
四一一 通信に関連する費用
四二一 建設工事に関連する費用
四三一 金融取引に関連する手数料等（証券の発行又は募集に関連するものを除く。）
四三二 証券の発行又は募集に関連する手数料
四四一 ソフトウェア、システム開発又はコンピュータの維持管理等に関連する費用
四四二 情報に関連する費用
四五一 知的財産権（著作権に関連するものを除く。）の使用料、技術指導料
四五二 著作権等使用料
四五三 鉱業権等使用料
四六一 リース料（ファイナンシャルリース料を除く。）
四六二 広告宣伝又は市場調査に関連する費用
四六三 法務、会計に関連する指導料、代行費用又は監査料等
四六四 研究開発費
四六八 その他専門業務に関連する費用
四六九 事務所の管理運営費（建設工事に係るものを除く。）
四七一 文化又は教育サービスに関連する費用
四七二 音楽、映像又は興行等に関連する費用
四八一 政府機関又は国際機関等に関連する経費
四九一 貸借記又は相殺の決済尻（所得、資本）
五一一 給料、賃金
五一二 支店収益
五二一 配当金（清算配当金を除く。）（外国親会社等又は外国子会社等との間）
五二九 配当金（清算配当金を除く。）（外国親会社等及び外国子会社等との間以外）
五三一 貸付利息又は借入利息（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間以外））
五三二 貸付利息又は借入利息（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間））
五三三 貸付利息又は借入利息（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）
五四一 債券利子（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間以外））
五四二 債券利子（外国親会社等又は外国子会社等との間（金融会社間））
五四三 債券（中長期）利子（対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間））
五四四 債券（短期）利子（対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間））
五四五 債券（中長期）利子（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）
五四六 債券（短期）利子（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）
五五一 投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金
五六三 預金利息
五六四 貿易信用に係る利子
五六五 不動産賃貸借料
五六六 割賦販売に係る利子
五六七 ファイナンシャルリース料（利子部分）
五六八 欠損補塡金（外国親会社等又は外国子会社等との間）
五七〇 証券貸借料
五七三 組合その他の団体に対する出資に係る収益分配金
五七九 その他投資収益
六一一 政府間の贈与
六一二 国際機関に対する分担金又は拠出金
六一五 個人間の贈与等、労働者の留守宅送金
六一六 移住に伴う資産の移転
六一七 相続、遺贈に伴う資産の移転
六一八 相続税又は贈与税
六一九 固定資産の取得のための贈与
六二一 消費税等（内国税に限る。）
六二二 日本政府と非居住者との間のその他税（内国税に限る。）
六二三 付加価値税、天然資源に係る税等（外国税に限る。）
六二四 その他外国税
六二五 日本政府と非居住者との間のその他移転
六二六 寄付金、損害賠償金又は負担金等
七一一 在外公館又は在日外国公館のための土地の取得又は処分代金
七二〇 産業財産権の取得又は譲渡代金
七二一 著作権の取得又は譲渡代金（コンピュータソフトウェアに係るもの）
七二二 著作権の取得又は譲渡代金（コンピュータソフトウェア以外の著作物に係るもの）
七二三 その他権利の取得又は譲渡代金
（対外投資）
八一一 〔親子会社等又は関連企業への対外投資〕
八一二 対外支店投資
八一三 本邦親会社等による外国子会社等株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）
本邦子会社等による外国親会社等株式等の取得又は処分代金

八一四　本邦親会社等による外国子会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）

八一五　本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）

八一六　本邦子会社等による外国親会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）

八一七　本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）

八一〇　本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業への貸付金（金融会社間以外）

八二三　本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への貸付金（金融会社間以外）

八二四　本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）

八二五　本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）

八二六　本邦親会社等による外国子会社等、本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業、本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への中長期貸付金（金融会社間）

八二七　本邦親会社等による外国子会社等、本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業、本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への短期貸付金（金融会社間）

〔証券投資（対外投資に係るもの）〕

八三一　非居住者が本邦において発行した、発行時の満期が一年を超える証券の発行代わり金又は償還金

八三二　非居住者が本邦において発行した、発行時の満期が一年以内の証券の発行代わり金又は償還金

八四三　非居住者発行株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）

八四四　非居住者発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）

八四五　非居住者発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）

八四八　非居住者発行新株予約権等の取得又は処分代金

八四九　証券の買現先の買入又は売戻し

八五一　その他非居住者発行中長期証券の取得、処分代金又は償還金

八五二　その他非居住者発行短期証券の取得、処分代金又は償還金

〔その他投資（対外投資に係るもの）〕

八七一　非居住者に対する中長期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）

八七二　非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）

八七三　非居住者に対する貸付債権の売買代金（ローンパーティシペーションを含む。）

八七四　外国にある不動産の取得又は処分代金（在外公館分を除く。）

八七五　非居住者に対する預け金

八七六　保証の履行

八七七　債務履行の引受契約に係る預託金

八七八　組合その他の団体に対する出資（親子会社等又は関連企業への対外投資及び証券投資（対外投資に係るもの）に該当するもの以外）

八八〇　保証金及び担保金（居住者側の資産に計上されるもの）

八八一　国際機関への出資

八八二　その他の資本取引（原契約期間等が一年を超えるもの）

八八三　その他の資本取引（原契約期間等が一年以内のもの）

（対内投資）

（親子会社等又は関連企業への対内投資）

九一一　対内支店投資

九一二　外国親会社等による本邦子会社等株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）

九一三　外国子会社等による本邦親会社等株式等の取得又は処分代金

九一四　外国親会社等による本邦子会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）

九一五　外国親会社等による本邦子会社等又は対内投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）

九一六　外国子会社等による本邦親会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）

九一七　外国子会社等による本邦親会社等又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）

九二〇　本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業からの借入金（金融会社間以外）

九二三　本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの借入金（金融会社間以外）

九二四　対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）

九二五　対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）

九二六　本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの中長期借入金（金融会社間）

九二七　本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの短期借入金（金融会社間）

〔証券投資（対内投資に係るもの）〕

九三一　居住者が外国において発行した、発行時の満期が一年を超える証券の発行代わり金又は償還金

九三二　居住者が外国において発行した、発行時の満期が一年以内の証券の発行代わり金又は償還金

（その他の対内証券投資）

九四三　居住者発行株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）

九四四　居住者発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間以外）

九四五　居住者発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間以外）

九四七　居住者発行新株予約権等の取得又は処分代金

九四九　証券の売現先の売却又は買戻し

九五〇　その他居住者発行中長期証券の取得、処分代金又は償還金

九五一　その他居住者発行短期証券の取得、処分代金又は償還金

〔その他投資（対内投資に係るもの）〕

九七〇　非居住者（邦銀海外店）からの中長期借入金又は短期借入金

九七一　非居住者からの中長期借入金（邦銀海外店、外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間の借入れ以外）

九七二　非居住者からの短期借入金（邦銀海外店、外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間の借入れ以外）

九七三　居住者に対する貸付債権の売買代金（ローンパーティシペーションを含む。）

九七四　本邦にある不動産の取得又は処分代金（在日外国公館分を除く。）
九七五　保証の履行
九七七　組合その他の団体に対する出資（親子会社等又は関連企業への対内投資及び証券投資（対内投資に係るもの）に該当するもの以外）
九七九　保証金及び担保金（居住者側の負債に計上されるもの）
九八〇　その他の資本取引（原契約期間等が一年を超えるもの）
九八一　その他の資本取引（原契約期間等が一年以内のもの）
（金融派生商品）
九九一　先物取引及び先渡取引に係る差損益
九九二　オプション取引に係るプレミアム
九九三　オプション取引に係る差損益
九九四　通貨スワップ取引に係る元本交換
九九五　スワップ取引に係る金利、配当金又はキャピタルゲイン等
九九六　オプション取引に係る転売又は買戻し
（その他）
一〇〇　為替売買
一
一〇〇　他の居住者と非居住者との決済のための預り金
二
一〇〇　居住者間の取引又は行為に係る海外への支払又は支払の受領
三
一一〇　その他（上記各項目に該当しない取引又は行為に係る支払又は支払の受領）
〇

注　この表における用語については、次に定めるところによる。

一　「親子会社等又は関連企業への対外投資」とは、居住者による次に掲げるもの（当該投資により次に掲げるものに該当することとなるものを含む。以下この号において同じ。）への投資をいい、「親子会社等又は関連企業への対内投資」とは、次に掲げるものからの居住者への投資をいう。

イ　当該居住者の外国にある本店又は外国支店

ロ　当該居住者の総議決権等（会社の総株主若しくは総社員の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）、特定目的会社の特定出資の総口数、組合その他の団体の総構成員若しくは総出資者の議決権（業務執行を決定できるものに限る。）又は外国法人の総株主、総社員若しくは総出資者の議決権をいう。以下この注において同じ。）の百分の十以上の議決権等（会社の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）、特定目的会社の特定出資の口数、組合その他の団体の議決権又は外国法人の議決権をいう。以下この注において同じ。）を所有する非居住者（この表において「外国親会社等」という。）

ハ　当該居住者により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（組合その他の団体を含む。以下この注において同じ。）（ロに掲げるものを除き、この表において「外国子会社等」という。）

ニ　当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の過半数を所有されている外国法人（ロ及びハに掲げるものを除く。）

ホ　前号に掲げる外国法人により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからホまでに掲げるものを除く。）

ト　外国親会社等又は当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（この表において「特定親会社」という。）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びニからヘまでに掲げるものを除く。）

チ　トに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びホに掲げるものを除く。）

リ　外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからトまでに掲げる外国法人を除く。）

ヌ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総議決権等の過半数を所有する外国法人（ロからリまでに掲げるものを除く。）

ル　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数の議決権等を所有する外国法人により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからヘまでで、リ及びヌに掲げるものを除く。）

二　「対外投資に係る外国関連企業」とは、一のニからヘまでに掲げる外国法人をいう。

三　「対内投資に係る外国関連企業」とは、一のトからルまでに掲げる外国法人をいう。

四　「本邦子会社等」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において外国親会社等への投資をする又は外国親会社等から投資を受ける居住者をいう。

五　「本邦親会社等」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において外国子会社等への投資をする又は外国子会社等から投資を受ける居住者をいう。

六　「本邦関連企業」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業への投資をする又はこれらからの投資を受ける居住者をいう。

別表第二　国又は地域番号（第三十七条関係）

国又は地域名	番号
日本	一〇〇
（アジア）	
大韓民国	一〇三
北朝鮮	一〇四
中華人民共和国	一〇五
台湾	一〇六
モンゴル	一〇七
香港	一〇八
ベトナム	一一〇
タイ	一一一
シンガポール	一一二
マレーシア	一一三
ブルネイ	一一六
フィリピン	一一七
インドネシア	一一八
カンボジア	一二〇
ラオス	一二一
ミャンマー	一二二
インド	一二三
パキスタン	一二四
スリランカ	一二五
モルディブ	一二六
バングラデシュ	一二七
東ティモール	一二八
マカオ	一二九
アフガニスタン	一三〇
ネパール	一三一
ブータン	一三二
英領インド洋地域	五五七
（中東）	
イラン	一三三
イラク	一三四
バーレーン	一三五
サウジアラビア	一三七
クウェート	一三八
カタール	一四〇
オマーン	一四一
イスラエル	一四三
ヨルダン	一四四
シリア	一四五
レバノン	一四六
アラブ首長国連邦	一四七
ヨルダン川西岸地区及びガザ地区	一四八
イエメン	一四九
リビア	五〇五
エジプト	五〇六
（東欧）	
アゼルバイジャン	一五〇
アルメニア	一五一
ウズベキスタン	一五二
カザフスタン	一五三
キルギス	一五四
タジキスタン	一五五
トルクメニスタン	一五六
ジョージア	一五七
ポーランド	二二三
ロシア	二二四
ハンガリー	二二七
アルバニア	二二九
ルーマニア	二三一
ブルガリア	二三二
エストニア	二三五
ラトビア	二三六
リトアニア	二三七
ウクライナ	二三八

ベラルーシ　二三九
モルドバ　二四〇
チェコ　二四五
スロバキア　二四六
（西欧）
ガーンジィ　〇四一
ジャージィー　〇四三
マン島　〇六〇
アイスランド　二〇一
ノルウェー　二〇二
スウェーデン　二〇三
デンマーク　二〇四
英国　二〇五
アイルランド　二〇六
オランダ　二〇七
ベルギー　二〇八
ルクセンブルク　二〇九
フランス　二一〇
モナコ　二一一
アンドラ　二一二
ドイツ　二一三
スイス　二一五
アゾレス　二一六
ポルトガル　二一七
スペイン　二一八
ジブラルタル　二一九
イタリア　二二〇
マルタ　二二一
フィンランド　二二二
オーストリア　二二五
モンテネグロ　二二六
セルビア　二二八
ギリシャ　二三〇
キプロス　二三三
トルコ　二三四
クロアチア　二四一
スロベニア　二四二
ボスニア・ヘルツェゴビナ　二四三
北マケドニア　二四四
コソボ　二四七
リヒテンシュタイン　二九七
サンマリノ　二九八
バチカン　二九九
セウタ及びメリリヤ　五〇二
カナリー諸島　五二三
（北米）
グリーンランド　三〇一
カナダ　三〇二
サンピエール及びミクロン島　三〇三
アメリカ合衆国　三〇四
（中南米）
メキシコ　三〇五
グアテマラ　三〇六
ホンジュラス　三〇七
ベリーズ　三〇八
エルサルバドル　三〇九
ニカラグア　三一〇
コスタリカ　三一一
パナマ　三一二
バミューダ諸島　三一四
バハマ　三一五
ジャマイカ　三一六
タークス及びカイコス諸島　三一七
バルバドス　三一九
トリニダード・トバゴ　三二〇
キューバ　三二一
ハイチ　三二二
ドミニカ共和国　三二三
プエルトリコ　三二四
バージン諸島　三二五
仏領西インド諸島　三二七
ケイマン諸島　三二八
グレナダ　三二九
セントルシア　三三〇
アンティグア・バーブーダ　三三一
英領バージン諸島　三三二
ドミニカ　三三三
モントセラト　三三四
セントクリストファー・ネービス　三三五
セントビンセント　三三六
アンギラ　三三七
アルバ　三三八
キュラソー　三三九
セント・マーチン　三四〇
コロンビア　四〇一
ベネズエラ　四〇二
ガイアナ　四〇三
スリナム　四〇四
仏領ギアナ　四〇五
エクアドル　四〇六
ペルー　四〇七
ボリビア　四〇八
チリ　四〇九
ブラジル　四一〇
パラグアイ　四一一
ウルグアイ　四一二
アルゼンチン　四一三
フォークランド諸島　四一四
英領南極地域　四一五
（アフリカ）
モロッコ　五〇一
アルジェリア　五〇三
チュニジア　五〇四
スーダン　五〇七
西サハラ　五〇八
モーリタニア　五〇九
セネガル　五一〇
ガンビア　五一一
ギニアビサウ　五一二
ギニア　五一三
シエラレオネ　五一四
リベリア　五一五
コートジボワール　五一六
ガーナ　五一七
トーゴ　五一八
ベナン　五一九
マリ　五二〇
ブルキナファソ　五二一
カーボベルデ　五二二
ナイジェリア　五二四
ニジェール　五二五
ルワンダ　五二六
カメルーン　五二七
チャド　五二八
中央アフリカ　五二九
赤道ギニア　五三〇
ガボン　五三一
コンゴ共和国　五三二
コンゴ民主共和国　五三三
ブルンジ　五三四
アンゴラ　五三五
サントメ・プリンシペ　五三六
セントヘレナ　五三七
エチオピア　五三八
ジブチ　五三九
ソマリア　五四〇
ケニア　五四一
ウガンダ　五四二
タンザニア　五四三
セーシェル　五四四
モザンビーク　五四五
マダガスカル　五四六
モーリシャス　五四七
レユニオン　五四八
ジンバブエ　五四九
ナミビア　五五〇
南アフリカ共和国　五五一
レソト　五五二
マラウイ　五五三
ザンビア　五五四
ボツワナ　五五五
エスワティニ　五五六
コモロ　五五八
エリトリア　五五九
南スーダン　五六〇
（大洋州）
オーストラリア　六〇一
パプアニューギニア　六〇二
その他のオーストラリア領　六〇五
ニュージーランド　六〇六
クック諸島　六〇七
トケラウ諸島　六〇八
ニウエ島　六〇九
サモア　六一〇
バヌアツ　六一一
フィジー　六一二
ソロモン　六一三
トンガ　六一四
キリバス　六一五
ピットケルン　六一六
ナウル　六一七
ニューカレドニア　六一八
グアム　六二〇
米領サモア　六二一
米領オセアニア　六二二
ツバル　六二四
マーシャル　六二五
ミクロネシア　六二六
北マリアナ諸島　六二七
パラオ　六二八
ワリス・フテュナ諸島　六九七
仏領ポリネシア　六九八
（その他）

欧州連合（証券発行体が欧州連合である場合に限り、欧州投資銀行である場合を除く。）	八二一
その他（国際機関）	九九九
国際機関	〇〇九

別表第三　業種番号（第三十七条関係）

業種番号	業種
	（製造業）
一〇〇	食料品
一一〇	繊維
一二〇	木材・パルプ
一三〇	化学・医薬
一四〇	石油
一五〇	ゴム・皮革
一六〇	ガラス・土石
一七〇	鉄・非鉄・金属
一八〇	一般機械器具
一九〇	電気機械器具
二〇〇	輸送機械器具
二一〇	精密機械器具
二九〇	その他製造業
	（非製造業）
三〇〇	農・林業
三一〇	漁・水産業
三二〇	鉱業
三三〇	建設業
三四〇	運輸業
三五〇	通信業
三六〇	卸売・小売業
三七〇	金融・保険業
三八〇	不動産業
三九〇	サービス業
四九〇	その他非製造業

別紙様式第一

別紙様式第二

別紙様式第二

根拠法令：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

支 払 又 は 支 払 の 受 領 に 関 す る 報 告 書

（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領（取りまとめ分））

財 務 大 臣 殿

（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報 告 者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名

報告者の区分（該当分に○）

1．銀行　2．その他金融機関　3．一般政府　4．中央銀行　5．その他

報告者の識別番号（上記5のうち国際収支項目番号が記入欄第8に該当する場合に記入）

住所又は所在地

責任者の氏名

担当者の氏名（電話番号）

1　支払又は支払の受領の実行日：　年　月　1 日から末日まで

2　報告通貨（該当分に○）　イ．円（3又は4に換算方法を記入）　ロ．円以外（　　）（（ ）内に通貨名を記入すること。）

3　外国通貨の本邦通貨への換算方法（該当分に○　ハの場合には（ ）内に使用した換算レートを記入すること。）

イ．月中平均レート　ロ．月末レート　ハ．その他（ 市内レート等 ）

（　　）

4　電子決済手段等の本邦通貨への換算方法（該当分に○　ニの場合には（ ）内に使用した換算レートを記入すること。）

イ．月中平均レート　ロ．月末レート　ハ．実勢相場　ニ．その他（　　）

5　3千万円相当額以下の支払又は支払の受領（該当分に○）　イ．含む　ロ．含まない

（注　3千万円相当額以下の支払又は支払の受領を抽出して報告することが困難な場合には、当該支払又は支払の受領を全かつ報告して差し支えない。）

(1)　支払又は支払の受領（国際収支項目番号が記入欄第1に該当する場合を除く。）

（単位：百万円・千通貨単位）

支払又は支払の受領の目的	受払の区分	合　計	取引の相手方の所在国又は地域（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体の所在国又は地域）						
国際収支項目番号：	支　払								
支払又は支払の受領の目的：	支払の受領								
国際収支項目番号：	支　払								
支払又は支払の受領の目的：	支払の受領								
国際収支項目番号：	支　払								
支払又は支払の受領の目的：	支払の受領								
国際収支項目番号：	支　払								
支払又は支払の受領の目的：	支払の受領								

（記入要領）1　西暦により記入すること。

2　「報告者の識別番号」欄には、支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）の目的が、国際収支項目番号513, 521, 523, 541, 566, 613, 617, 623, 811, 812, 815, 998に該当する場合、本報告様式第3に定める業種番号を記入すること。

3　「責任者の氏名」欄には、報告の該当について授権された者の氏名を記入すること。

4　支払等を行った通貨により報告する場合は、当該為替通貨の種類ごとに別葉として作成すること。また、電子決済手段等（法第6条第1項第9号に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）による支払等を報告する場合にも別葉として作成すること。

5　「支払又は支払の受領の目的」欄には、本報告様式第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。

6　支払等が電子決済手段等により行われた場合には、当該電子決済手段等を本邦通貨に換算した上で記入すること。

7　月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別に集計すること。

8　「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引（支払等の原因となった取引をいう。）の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体）の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。

9　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

10　債権債務の相殺及び証券の交換その他現物による決済による支払等についても報告を要する。この場合、債権及び債務の総額（相殺尻として決済する部分を含む。）について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺尻の支払等については国際収支項目番号を「495（資産証券又は相殺の決済尻）」として支払等の報告を行うことができる。

11　支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 523, 541, 566, 611, 612, 613, 615, 617, 620, 623, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合は、(2)により報告すること。

(注)1　貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。

2　月末における為替予算金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「為替予算金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。

（日本産業規格A４）　（2／1）

報告者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)　支払又は支払の受領（国際収支項目番号が記入要領１に該当する場合に限る。）　（単位：百万円・千通貨単位）

支払又は支払の受領の目的	取引の相手方の業種	支払の区分	合計	取引の相手方の所在国又は地域（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体の所在国又は地域）						
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支　払								
		支払の受領

別紙様式第四

別紙様式第四

物品名等：外国為替の取引等の
種別に関する者等
交換定数：研 規 等

物品等の輸出入又は取引等の報告書

（銀行等又は金融機関等を経由する物品又は役務の受取に係る報告書）

研 規 大 臣 殿
（日本銀行総裁）

報告年月日：
報 告 者
氏名又は名称
法人にあつては
代表者の氏名
報告者の住（法人にあつては
本店又は主たる事務所の所在地）
報告者の海関番号（上記のうち外国為替及び外国貿易法第第6条第1項に規定する報告に係る
住所又は所在地
報告者の氏名
報告者の氏名又は電話番号

1 支払又は支払の受取の期日： 年 月日から 年 月日まで
2 報告通貨（該当に○） イ．円以外（換算方法を記入） ロ．円以外（ ）（ 円に換算方法を記入すること。）
3 円以外の本邦通貨への換算方法（該当に○） ハ．の場合には（ 円に換算した換算レートを記入すること。）
イ．月中平均レート） ロ．月末レート） ハ．その他（月内レート等）
（ ）
4 3ヶ月内（当期以下の支払又は支払の受取（該当に○）） イ．受け ロ．支払い
（3ヶ月内（当期以下の支払又は支払の受取を継続して報告すること（同欄）を場合には、当該支払又は支払の受取を含めて報告して差し支えない。）
（1 支払又は支払の受取（国際収支統計番号の記入要領に基づき報告すること。）

（単位：百万円・千通貨単位）

支払又は支払の受取の内容	相手の区分	合 計	国際収支統計の項目の内訳（国際収支統計番号に基づき、ハ～ロ～イの順に記入すること。）							
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	全 体									
	対外の受取									
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	全 体									
	対外の受取									
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	全 体									
	対外の受取									
銀行等又は金融機関等経由										
電報番号										
取扱銀行										

（記入要領） 1 表題には年月日を記入すること。
2 「報告者の海関番号」欄には、支払又は支払の受取（以下「支払等」という。）の年月日、国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合、本邦外国為替及び外国貿易法第第6条第1項に規定する報告に係る報告者の海関番号を記入すること。
3 「報告者の氏名」欄には、報告者の氏名又は名称を記入すること。

4 支払等を行った通貨によって報告する場合には、当該外貨通貨の種類ごとに別置きして作成すること。
5 「支払又は支払の受取の内容」欄には、本邦外国為替及び外国貿易法第第6条第1項に規定する国際収支統計番号を記入すること。
6 「相手の区分」欄には、「全体」、「対外の受取」の区分を記入すること。
7 「国際収支統計番号」欄には、国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合には、当該国際収支統計番号を記入すること。
8 「国際収支統計番号」欄には、国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合には、当該国際収支統計番号を記入すること。
9 「相手の区分」欄には、「全体」、「対外の受取」の区分を記入すること。
10 「国際収支統計の内容」欄には、国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合には、当該国際収支統計番号に基づき、ハ～ロ～イの順に記入すること。
11 「銀行等又は金融機関等経由」欄には、当該外国為替及び外国貿易法第第6条第1項に規定する報告に係る報告者が銀行等又は金融機関等を経由する場合には、当該銀行等又は金融機関等の名称を記入すること。
12 「電報番号」欄には、報告者の電報番号を記入すること。
13 「取扱銀行」欄には、報告者の電報番号を記入すること。

4 支払等を行った通貨によって報告する場合には、当該外貨通貨の種類ごとに別置きして作成すること。
5 「支払又は支払の受取の内容」欄には、本邦外国為替及び外国貿易法第第6条第1項に規定する国際収支統計番号を記入すること。
6 「相手の区分」欄には、「全体」、「対外の受取」の区分を記入すること。
7 「国際収支統計番号」欄には、国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合には、当該国際収支統計番号を記入すること。
8 「国際収支統計番号」欄には、国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合には、当該国際収支統計番号を記入すること。
9 「相手の区分」欄には、「全体」、「対外の受取」の区分を記入すること。
10 「国際収支統計の内容」欄には、国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合には、当該国際収支統計番号に基づき、ハ～ロ～イの順に記入すること。
11 「銀行等又は金融機関等経由」欄には、当該外国為替及び外国貿易法第第6条第1項に規定する報告に係る報告者が銀行等又は金融機関等を経由する場合には、当該銀行等又は金融機関等の名称を記入すること。
12 「電報番号」欄には、報告者の電報番号を記入すること。
13 「取扱銀行」欄には、報告者の電報番号を記入すること。

（2 支払又は支払の受取（国際収支統計番号の記入要領に基づき報告すること。）

（単位：百万円・千通貨単位）

支払又は支払の受取の内容	相手の種別等の区分	相手の区分	合 計	国際収支統計の内容（国際収支統計番号に基づき、ハ～ロ～イの順に記入すること。）							
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	銀行等番号：	全 体									
		対外の受取									
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	銀行等番号：	全 体									
		対外の受取									
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	銀行等番号：	全 体									
		対外の受取									
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	銀行等番号：	全 体									
		対外の受取									
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	銀行等番号：	全 体									
		対外の受取									
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	銀行等番号：	全 体									
		対外の受取									
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	銀行等番号：	全 体									
		対外の受取									
国際収支統計番号： 支払又は支払の受取の内容：	銀行等番号：	全 体									
		対外の受取									

（記入要領） 1 支払又は支払の受取（以下「支払等」という。）の年月日、国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合には、当該国際収支統計番号を記入すること。
2 「支払又は支払の受取の内容」欄には、本邦外国為替及び外国貿易法第第6条第1項に規定する報告に係る報告者が支払等の年月日を記入すること。
なお、海外送金等の可能に係う方のうちで国際収支統計番号S12の場合には、当該国内等の海外取引の本邦と海外間の本邦と海外間を記入すること。
3 「報告の種別等の区分」欄には、支払等の年月日、国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合には、当該国際収支統計番号を記入すること。
4 外国為替及び外国貿易法第第6条第1項に規定する報告者が銀行等に報告すること。
5 「報告の種別等の区分の内容」欄には、「国際収支統計の内容」欄に記入した国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合には、当該国際収支統計番号に基づき、ハ～ロ～イの順に記入すること。ただし、当該国際収支統計番号に基づき、ハ～ロ～イの順に記入すること。

6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し別置きして報告すること。
7 本様式第2の銀行等報告書の作成に当たり、他の様式第2の一の様式を用いて当該報告書の作成の用に供し、（を行う場合であつて、本報告書の海関番号又は記入に関係する上記には、当該銀行等報告書の作成の用に供する報告書を報告の種別等として当該様式第2に記入し、当該銀行等報告書の作成の用に供し、当該銀行等報告書の作成の用に供する報告書を報告の種別等として当該様式第2に記入すること。
10 支払等の年月日、国際収支統計番号（S12、S31、S41、S66、S72、S77、S81、S91、S92、S93、S95、S97、S98）に該当する場合には、ロ～ハ～イ順で記入すること。
（注） 1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。
2 本様式には各外為法の規定、（銀行等は第6条と入るものについては、別紙「海外送金の規定に関する報告書」の規定を要するものに留意すること。
3 本報告の様式、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定による同等に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合については、本報告書の海関に規定する作成の銀行等又は金融機関等ごとに対応して行う必要はなく、当該作成の銀行等又は金融機関等を単位ごとに当該様式を作つて差し支えない。

（注 本様式第四A2） （A/2）

6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し別置きして報告すること。
7 本様式第2の銀行等報告書の作成に当たり、他の様式第2の一の様式を用いて当該報告書の作成の用に供し、（を行う場合であつて、本報告書の海関に規定する上記には、当該銀行等報告書の作成の用に供する報告書を報告の種別等として当該様式第2に記入し、当該銀行等報告書の作成の用に供し、当該銀行等報告書の作成の用に供する報告書を報告の種別等として当該様式第2に記入すること。

（注 本様式第四A2） （A/2）

別紙様式第五　削除

別紙様式第六　削除

別紙様式第七　削除

別紙様式第八　削除

別紙様式第九　削除

別紙様式第十及び第十一　削除

別紙様式第十二　削除

別紙様式第十三

別紙様式第十三　（平成28年4月1日～令和5年9月30日までの間の日）

（日本銀行様式）

財務大臣殿

報告年月日：

報告者：

氏名又は名称及び

代表者の氏名

報告者の区分（該当分に○）

1．銀行　2．その他金融機関　3．一般法人　4．中央機関　5．その他

住所又は所在地

責任者の氏名

担当者の氏名（電話番号）

1 取引区分	（下記の中から該当するものを枠内に記入すること。） 1）日本円取引　2）外貨取引 取引に係る事業（銀行取引の場合に記入する。） 譲渡者の氏名又は名称： 譲渡者の住所又は所在地： 譲渡者の氏名又は名称： 譲渡者の住所又は所在地：
2 取引の種類	（下記の中から該当するものの番号を枠内に記入すること。）
1）証券の取得（一般性質）　2）証券の譲渡（一般性質）　3）証券の貸借及び買入（金融性性質） 4）証券の貸借及び売渡し（金融性性質）　5）証券の売買及び売渡（金融性性質） 6）証券の売買及び買入（金融性性質） 7）その他（　　）	
3 証券の種類	（下記の中から該当するものの番号を枠内に記入すること。）
1）債券（6）金融商品取引法第2条第1項に規定するものを除く。） 2）株式関連　3）新株予約権等 4）中長期債券（償還期間が1年を超えるもの）　5）短期証券（償還期間が1年以内のもの） 6）金融商品取引法第2条第1項に規定する証券　7）預託商品取引法第2条第2項に規定する証券 8）その他（償還期間が1年を超えるもの）　9）その他（償還期間が1年以内のもの）	

4 証券会社等の区分	（下記の中から該当するものの番号を枠内に記入すること。） 1）外資証券（非居住者証券） 2）外資証券（居住者証券） 3）円証証券（非居住者証券） 4）円証証券（居住者証券）
	次頁の円証証券コード番号を記入する。

（日本産業規格A４）

（裏面）

5 非居住者の特定国等	所在国又は地域名（　　） 当該告知書及び二に定める国又は地域番号を記入すること。
非居住者現地法人等から知り合った者等の特定国等	所在国又は地域名（　　） 当該告知書及び二に定める国又は地域番号を記入すること。
6 取引の実行年月日	（期中分） 年　月　日 （期末分（7.2 報告の種類）が1)、2)、3)の場合に限る。） 年　月　日
7 取引金額等	（　　）

（記入要領）

1　用紙によって記入すること。

2　実印の記名、欄には、報告の都度について押印された事項を記入すること。

3　銀行等又は金融商品取引業者が報告の場合、取引又は行為をしたときは、「1 報告の区分」欄には該当する事項を○印で囲む又は丸角囲み印を押印を記入すること。

4　「2 報告の種類」欄で「1) 証券の取得（一般性質）」及び「2) 証券の譲渡（一般性質）」は、証券の取得又は譲渡の日、証券の償還金額が支払うものをいい、又、その他（4)、5)～9) 以外の証券の取得又は譲渡（証券に係る金融先物、オプション取引、先渡取引、スワップ取引又はクレジットデリバティブ取引のうちに当該日を権利行使日（当該日を含む。）とする金融商品市場等の取引に該当するものを除く。）並びに金融先物取引等の予約額の行使等に係る取消額期間（をいい、かっこ内に当該日を含む。）を記入すること。また、金融先物取引等の証拠金（金融先物取引等の取引に係る金融先物取引等の保証金等の額をいう。）を記入すること。

5　「4 証券取引等の区分」欄が、「外国証券」（2)に該当する場合）は第2号に規定する金融商品をいい、「円証券」（3)に該当する場合）は第1号に規定する金融商品をいう。また、円証証券の場合は、証券コード番号（金融商品取引所等の証券に付した証券及び有価証券をかぶせて証券コードとする。）によりこれを記入すること。（第2項目の場合は銘柄コード番号欄をクリックすること。）なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行（次以下「日本銀行」）へ問合すること。

6　「5 非居住者の特定国等」欄には、当該告知書及び二に「5 告知書及び二の区分」の2)又は3)に該当する場合に限り当該国等を記入し、現地法人等（「5 告知書及び二の区分」の2)又は4)の場合は当該国の居住者（当該取引の場合は当該取引を行う事業）の所在国等を記入すること。また、告知書及び二「1 取引の種類」の1)、3)、5)、6)、7)、8)、9)の場合は、当

（裏面）

5 非居住者の特定国等	所在国又は地域名（　　） 当該告知書及び二に定める国又は地域番号を記入すること。
非居住者現地法人等から知り合った者等の特定国等	所在国又は地域名（　　） 当該告知書及び二に定める国又は地域番号を記入すること。
6 取引の実行年月日	（期中分） 年　月　日 （期末分（7.2 報告の種類）が1)、2)、3)の場合に限る。） 年　月　日
7 取引金額等	（　　）

（記入要領）

3　用紙によって記入すること。

2　実印の記名、欄には、報告の都度について押印された事項を記入すること。

3　銀行等又は金融商品取引業者が報告の場合、取引又は行為をしたときは、「1 報告の区分」欄には該当する事項を○印で囲む又は丸角囲み印を押印を記入すること。

4　「2 報告の種類」欄で「1) 証券の取得（一般性質）」及び「2) 証券の譲渡（一般性質）」は、証券の取得又は譲渡の日、証券の償還金額が支払うものをいい、又、その他（4)、5)～9) 以外の証券の取得又は譲渡（証券に係る金融先物、オプション取引、先渡取引、スワップ取引又はクレジットデリバティブ取引のうちに当該日を権利行使日（当該日を含む。）とする金融商品市場等の取引に該当するものを除く。）並びに金融先物取引等の予約額の行使等に係る取消額期間（をいい、かっこ内に当該日を含む。）を記入すること。また、金融先物取引等の証拠金（金融先物取引等の取引に係る金融先物取引等の保証金等の額をいう。）を記入すること。

5　「4 証券取引等の区分」欄が、「外国証券」（2)に該当する場合）は第2号に規定する金融商品をいい、「円証券」（3)に該当する場合）は第1号に規定する金融商品をいう。また、円証証券の場合は、証券コード番号（金融商品取引所等の証券に付した証券及び有価証券をかぶせて証券コードとする。）によりこれを記入すること。（第2項目の場合は銘柄コード番号欄をクリックすること。）なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行（次以下「日本銀行」）へ問合すること。

6　「5 非居住者の特定国等」欄には、当該告知書及び二に「5 告知書及び二の区分」の2)又は3)に該当する場合に限り当該国等を記入し、現地法人等（「5 告知書及び二の区分」の2)又は4)の場合は当該国の居住者（当該取引の場合は当該取引を行う事業）の所在国等を記入すること。また、告知書及び二「1 取引の種類」の1)、3)、5)、6)、7)、8)、9)の場合は、当

報告に、取引の事実又（事前取引の場合は非居住者たる金融仲介事業）の所在国等を記入すること。

7　「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、「期末分（7.2 報告の種類）の その他」に該当する場合については、当該取引の時行日を記入すること。

8　「7 金融金額等」欄には、当該の取引金額等をもって記入すること。

別紙様式第十四

別紙様式第十四　（第20条関係・法人、地方独立行政法人・地方独立行政法人・一部改正）

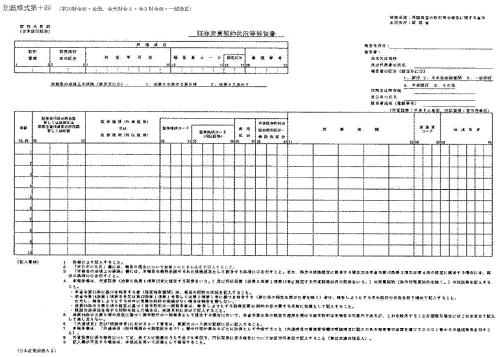

別紙様式第十五の一

別紙様式第十五の一　（第20条関係・法人、地方独立行政法人・地方独立行政法人・一部改正）

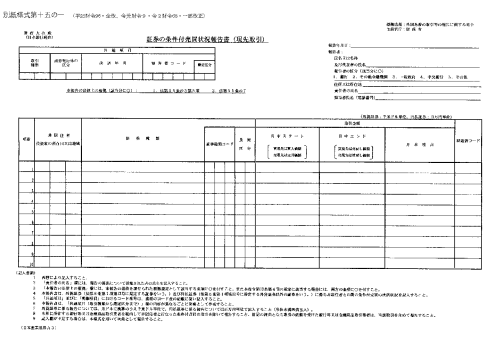

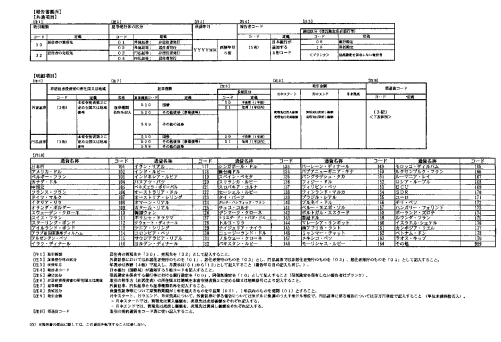

別紙様式第十五の二

別紙様式第十五の二　（平21.5.8・追加、令元.8.9・令2.3.6・一部改正）

証券会社・証券金融会社・外国証券会社・登録金融機関・信託銀行・銀行・外国銀行・信用金庫・信用組合・農林中央金庫・商工組合中央金庫・全国信用協同組合連合会・農業協同組合・農業協同組合連合会・水産加工業協同組合・水産加工業協同組合連合会・信用金庫連合会・商工中金・日本政策投資銀行・株式会社日本政策金融公庫・株式会社国際協力銀行・株式会社商工組合中金・株式会社日本政策投資銀行

別紙様式第十六

別紙様式第十六　（平25財令40・追加、平28財令5・令2財令6・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報 告 者：
氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿
職 業 又 は 業 種＿＿＿＿＿＿＿＿
責 任 者 の 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

1 取引の相手方	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住所又は所在地		
2 投資先の概要	(1) 名称及び所在地（国名のみ○）		
	(2) 資本金（取得後）		
	(3) 事業内容		
3 取得の時期等	(1) 取得の対価		
	(2) 取得する証券等の種類（該当分に○）	イ 株式・出資の持分	・設立・増資・既存株
		ロ 社債（普通・転換）	
		ハ その他（具体的に記入すること。）	
	(3) 取得年月日		
	(4) 支払年月日		
4 その他の事項			

（記入要領）
1　四桁により記入すること。

2　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
3　「1　取引の相手方」欄中「(2)　住所又は所在地」欄には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。
4　「2　投資先の概要」欄中「(1)　名称及び所在地」欄の所在地には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。なお、「(3)　資本金」欄には、邦通貨をもって記入し、「(3)　事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。
5　「3　取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。
6　「3　取得の時期等」欄中「(3)　取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しない。
7　「4　その他の事項」欄には、資金受送の相手資金源の場合は、両投資先の(2)名称、(3)所在国又は地域、(5)出資比率（投資先から投資先への出資比率が50％以上かどうか。）及び(6)事業内容を記入すること。
8　一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。
（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十七　削除

別紙様式第十八　削除

別紙様式第十九　削除

別紙様式第十九　（平25財令40・追加、平28財令5・令2財令6・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

対外直接投資に係る証券の譲渡及びに債権の放棄及び処分に関する報告書

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報 告 者：
氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿
職 業 又 は 業 種＿＿＿＿＿＿＿＿

投資先会社名
（所在国又は地域名）　　責任者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
（　　）相当者の氏名（電話番号）：

1. 報告事由の発生年月日				
2. 報告の内容	(1) 証券の譲渡	譲渡金額	譲渡数量	譲渡の相手方（所在国又は地域）
	(2) 債権の放棄又は処分の内容	放棄又は処分の金額		
3. その他の事項				

（記入要領）
1　四桁により記入すること。
2　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
3　一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。
（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十　削除　（平25財令40）

別紙様式第二十一　削除

別紙様式第二十一　（平25財令40・追加、平28財令5・令2財令6・一部改正）
根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

証券の取引又は債権に関する報告書

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報 告 者：
氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地又は住所＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者の区分（該当者に○）　居住者（国籍を問わない）　非居住者
報告者の区分（該当者に○）　1．銀行　2．その他金融機関　3．一般法人　4．不動産業　5．その他（　　）
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
相当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿
相当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿
（単位：百万円・万邦通貨単位）

1 取引又は債権に関する事項	(1) 種類	
	(2) 銘柄（証券の場合）又は債権の内容	
2 取引又は債権の時期等	(1) 取引又は債権の成立年月日	年　月　日
	(2) 取引又は債権の解消年月日	
3 取引又は債権の条件	(1) 取引の種類	
	(2) 約定期間（債権の場合）	年　月　日
	(3) 利率	
4 上記の取引又は債権の相手方（債権の場合は債務者）の氏名又は名称及び所在地又は住所		
5 相手方（債権者）の氏名又は名称	(1) 所在地	
	(2) 代表者の氏名	
	(3) 日付	
6 その他の事項		

（記入要領）
1　四桁により記入すること。
2　「報告者の区分」欄中「7．その他」に該当する場合は、かっこ内に具体的な業種を記入すること。
3　「1　取引又は債権に関する事項」欄には、債権の場合には「(1)種類」中「(2)銘柄」欄には、「(3)利率」欄には、「(4)相手方（債権者）」欄には、「(5)相手方（債権者）の氏名又は名称及び所在地」欄には、「(6)相手方（債権者）の氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。
4　一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

別紙様式第二十二

別紙様式第二十二（平成○年○月○日から○年○月○日まで○○○○）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

本邦にある不動産又はこれに関する権利の売買に関する報告書

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報 告 者：
氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名：
住 所 ：
住所又は所在地：
職 業 又 は 業 種：
代 理 人 による名称及び
代 表 者 の 氏 名：
代 理 人 の 住 所：
住所又は所在地：
職 業 又 は 業 種：
責任者の氏名：
担当者の氏名（電話番号）：

1 取 引 の 態 様（該当分に○）	イ 購入 ロ 抵当権設定 ハ 賃借（始期 終期） ニ その他（具体的に記入すること。）
2 不動産の内容（該当分に○）	イ 土地（面積 ㎡） ロ 建物（延面積 ㎡） ハ その他
3 不動産の所在地	
4 取 引 年 月 日	
5 取 引 の 対 価	

（記入要領）
1 鉛筆により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権をされた者の氏名を記入すること。
3 「5 取引の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入することとし、「1 取引の態様」欄において「ロ 抵当権設定」に該当する場合には抵当権設定により担保される金額を、「ハ 賃借」に該当する場合には一定期間における賃料及び敷金額等をそれぞれ円の単位となってかっこ書きすること。
（例：（担保される債権の額 300万米ドル）、（賃料料 100万円／月））

（日本産業規格A４）

別紙様式第二十三

別紙様式第二十三

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段との交換に係る報告等に関する報告書

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報 告 者：
氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名：
住所又は所在地：
責任者の氏名：
担当者の氏名（電話番号）：

1 取引の当事者	居住者の氏名又は名称： 非居住者の氏名又は名称：
2 取引の種類	（下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。）
1) 居住者による電子決済手段等の買入 2) 居住者による電子決済手段等の売却 3) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換	
3 電子決済手段等の種類	【電子決済手段等の売買】 （下記の中から売買する電子決済手段等の種類を選びその番号を枠内に記入し、6)について（ ）内に電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。） 【電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換】 イ ロ （下記の中から交換する電子決済手段等の種類をそれぞれ選び、居住者が譲り受ける電子決済手段等の番号をイの枠内に、居住者が譲渡する電子決済手段等の番号をロの枠内に記入し、6)については（ ）内に電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。）
1) ビットコイン(BTC) 2) イーサリアム(ETH) 3) リップル(XRP) 4) ビットコインキャッシュ(BCC又はBCH) 5) ライトコイン(LTC) 6) その他（ ）	
4 非居住者の所在国等	所在国又は地域名（ ） 本省令別表第二に定める国又は地域番号を記入すること。
5 取引の実行年月日	年 月 日
6 取引金額	（単位：百万円） 【電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法】 （下記の中から選びその番号を枠内に記入し、4)の場合には（ ）内に具体的な換算の方法(レート)を記入すること。）
1) 実際価格 2) 月中平均レポート 3) 月末レート 4) その他（ ）	

（日本産業規格 A4）

（記入要領）
1 鉛筆により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
3 「4 非居住者の所在国等」欄は、上欄に取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域名を記入し、下欄に当該所在国又は地域に係る本省令別表第二に定める国又は地域番号を記入すること。
4 「5 取引の実行年月日」欄には、当該取引の決済日を記入すること。
5 「6 取引金額」欄は、以下の取引の種類に応じた金額を記入すること。
(1) 電子決済手段等の売買
電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算のうえ、記入すること。
(2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
居住者が譲り受ける電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入すること。電子決済手段等の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、1)～4)の該当する番号を記入すること。「4)その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。
6 本報告書の提出に際しては、この記入要領を転写することは要しない。

別紙様式第二十四

別紙様式第二十四

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る報告等に関する報告書（一括報告分）

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報告者：
氏名又は名称
及び代表者の氏名
住所又は所在地
責任者の氏名
担当者氏名(電話番号)

共 通 項 目	
取引の種類	取 引 年 月

電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法(該当分に○ 4. の場合には（ ）内に使用した換算の方法(レート)を記入すること。）
1. 実際価格 2. 月中平均レート 3. 月末レート 4. その他（ ）

（単位：百万円）

電子決済手段等の種類				非居住者の所在地国等			取 引 金 額
イ		ロ					
コード	名称	コード	名称				

（記入要領）
1 鉛筆により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
3 本報告書は、報告しようとする電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換が行われたのち速やかに記入すること。
4 文字列を報告値とする電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換を誤りなく報告することが困難な場合には、これらを含めて報告して差し支えない。
5 「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、異値のコード表の記載に従い記入すること。
6 本報告書は、「取引の種類」ごとに別欄として作成すること。
7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し、別紙として報告すること。
8 電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換の取引当事者の氏名又は名称については、別途適宜の方法により管理・保存しておくこと。

（日本産業規格A4）

【報告書表示】

【共通項目】

取引の種類【注1】		取引年月【注2】	
コード	定義	YYYY年	西暦年月（6桁）
1	居住者による電子決済手段等の買入		
2	居住者による電子決済手段等の売渡		
3	電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換		

【明細項目】

電子決済手段等の種類【注3】		非居住者の所在国等【注4】		取引金額【注5】
コード	定義	コード	定義	
1	ビットコイン（BTC）	（3桁）	本書令別表第二に定める国又は地域番号	本邦通貨換算（百万円単位）
2	イーサリアム（ETH）			
3	リップル（XRP）			
4	ビットコインキャッシュ（BCC又はBCH）			
5	ライトコイン（LTC）			
6	その他			

【注1】取引の種類　居住者による電子決済手段等の買入を「1」，居住者による電子決済手段等の売渡を「2」，電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換を「3」として記入すること。

【注2】取引年月　年表示は西暦（4桁）で記入し，月表示は「01」から「12」までとして記入すること。

【注3】電子決済手段等の種類　(1)　電子決済手段等の売買
売買する電子決済手段等の種類を4欄にのみ記入すること。
(2)　電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
居住者が譲り受ける電子決済手段等の種類を2欄に，居住者が譲渡する電子決済手段等の種類を2欄に記入すること。
(注)　コード「1」～「3」を記入する場合，「6 その他」欄の記入は要しない。

【注4】非居住者の所在国等　取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域を本書令別表第二に定める国又は地域番号により記入すること。
外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦居住者とする非居住者との取引は，当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

【注5】取引金額　以下の取引の種類に応じた金額を記入すること（単位未満は四捨五入）。
(1)　電子決済手段等の売買
電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし，外国通貨で決済した場合には，本書令第35条第1号の規定により円換算のうえ，記入すること。
(2)　電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
居住者が譲り受ける電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入すること。電子決済手段等の本邦通貨への換算は，本書令第36条の第2項に定める方法により行うこととし，具体的な換算の方法については，「電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法」の1～4．の該当する番号に○を付けること，「4．その他」の場合には，具体的な換算の方法（レート）を記入すること。

（注）　本報告書の提出に際しては，この表紙を転写することは要しない。

別紙様式第二十五

別紙様式第二十五　（平12.07.04付・金外，証券局・銀行局・保険局・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

特別国際金融取引勘定における資金の運用調達状況報告書

（　　年　　月分）

報告年月日：
報　告　者：
名称及び代表者の氏名
所　在　地
実任者の氏名
担当者の氏名（電話番号）

財　務　大　臣　殿

（日本銀行様式）

（単位：億円）

	資　産　A		負　債　B		その他の勘定との間の資金の部署額［A－B］（△が入る）
		対非居住者		対非居住者	
／1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

付　表

当月中の対本邦居住者運用資産の月中平残		
前月中の対本邦居住者運用資産の月中平残（又は100億円）C		
当月中の日々の貸借間差額［C×10／100］		
当月中の毎日のその他の勘定との間の資金の部署額	その他の勘定から の資金の部署額の合計額	
	その他の勘定への資金の部署額の合計額	

（記入要領）
1　西暦により記入すること。
2　「実任者の氏名」欄には，報告の最長について提報された者の氏名を記入すること。
3　本報告書には，月中の毎日の結果時において特別国際金融取引勘定に経理されている資金の運用及び調達の状況を記入すること。
4　資産及び負債の記入にあたっては，デリバティブ取引を除くこと。
（日本産業規格A４）

別紙様式第二十六

別紙様式第二十六　（平12.07.04付・金外，証券局・銀行局・保険局・一部改正）

[illegible]

別紙様式第二十七

別紙様式第二十七（平25.5.9.9・改令、令5.5.9.9・令2.5.9.9令市・一部改正）

ボリパティブ取引に係る報告書

（　年　月分）

報告年月日：
報告者：
代表者の氏名：
住所：
TEL：
FAX：
担当者の氏名：
担当者の所属：
報告者の区分（該当するものに○）：1．銀行　2．その他金融機関　3．その他
報告年月日（西暦表示）：

| 取引の区分 | ボリパティブ | | |

5．中央銀行 6．その他			
1．教育 2．イ．金融機関間 ロ．その他 3．不動産 4．その他			
1．教育 2．イ．金融機関間 ロ．その他 3．不動産 4．その他			

（記入要領） 1 西暦により記入すること。
2 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
3 債務者の国内、海外を問わず債務者の所在地区分を明確に表示すること。
4 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し別葉として提出すること。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十九

別紙様式第二十九（平成四年四月一日作成、平成五年四月一日改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書

（ 年 月分）

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報 告 者：
名 称 及 び
代表者の氏名
所 在 地
責任者の氏名
担当者の氏名（電話番号）

（単位：千米ドル）

売却			買入れ		
件数	うち300万円相当額を超える取引件数	金額	件数	うち300万円相当額を超える取引件数	金額

（記入要領） 1 西暦により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
3 銀行等を相手方として行った外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れ（銀行業外貨預金勘定からの払出し又は同勘定への受入れを含む。以下同じ。）に係る件数については除くこと。
4 「売却」欄には、外国通貨又は旅行小切手の売却件数、うち300万円相当額を超える取引件数及び売却金額を記入すること。
5 「買入れ」欄には、外国通貨又は旅行小切手の買入れ件数、うち300万円相当額を超える取引件数及び買入れ金額を記入すること。
6 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。なお、「うち300万円相当額を超える取引件数」欄の「300万円相当額」を算定するにあたっては、本省令第3条第2号の規定にかかわらず、外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れが行われた日における東京外国為替市場を用いても差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十 削除

別紙様式第三十一

別紙様式第三十一（平成四年四月一日作成、平成五年四月一日改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

貸付けの実行等の状況に関する報告書

（ 年 月分）

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報 告 者：
名 称 及 び
代表者の氏名
所 在 地
責任者の氏名
担当者の氏名
（電話番号）

報告分の印（数字は計表ＩＤ）

０６１ 銀行勘定分
０６４ 信託勘定分

計表ＩＤ（３桁）	
金融機関コード（５桁）	

1 本邦法の非居住者に対する貸付

（単位：億円）

	外国通貨建			本邦通貨建		
	実 行	回 収		実 行	回 収	
対非居住者貸付（本邦法居住者）	0010					
うち中長期	0020					

2 本邦法の対非居住者貸付債権の残高の状況

（単位：億円）

債務者の所在国又は地域	中長期貸付		短期貸付	
	外国通貨建	本邦通貨建	外国通貨建	本邦通貨建

（記入要領）
1 西暦により記入すること。
2 「代表者の氏名」及び「所在地」欄については、記入を省略して差し支えない。
3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
4 本邦法の非居住者に対する貸付けの実行等の状況を対象とし、銀行勘定分、信託勘定分をそれぞれ別葉に作成すること。
5 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
6 「中長期貸付」欄には期間の期間が１年を超えるもの、「短期貸付」欄には１年以内のものを記入すること。
7 「加重」欄には金額・取決めに基づくもの（直接償却分）のみを記入すること。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十二

別紙様式第三十三

別紙様式第三十三　（平12財令47・金改、平13財令40・平21財令65・令元財令2・令2財令6・一部改正）

規制法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

銀行等の未回収債権等に対する国別債権債務に関する報告書

財務大臣殿

（日本銀行経由）

（　　年　　月末現在）

報告年月日：
報告者：法人及び代表者の氏名
所在地
責任者の氏名
報告者の氏名（電話番号）

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	外貨建						うち非銀行						円建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち非銀行
ミャンマー														
中国														
香港														
インド														
インドネシア														
北朝鮮														
韓国														
ラオス														
マレーシア														
ネパール														
パキスタン														
フィリピン														
シンガポール														
スリランカ														
台湾														
タイ														
ベトナム														
その他														
アジア小計														

（記入要領）1．西暦により記入すること。　　(1)
2．「責任者の氏名」欄には、報告の基礎について授権された者の 氏名を記入すること。
（日本産業規格Ａ３）

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称：

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	外貨建						うち非銀行						円建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち非銀行
アルゼンチン														
ボリビア														
ブラジル														
チリ														
コロンビア														
コスタリカ														
エクアドル														
メキシコ														
ニカラグア														
ペルー														
ウルグアイ														
ベネズエラ														
その他														
ラテンアメリカ計														
クウェート														
カタール														
サウジアラビア														
アラブ首長国連邦														
バーレーン														
イラン														
イラク														
リビア														
オマーン														
エジプト														
イスラエル														
ヨルダン														
レバノン														

（日本産業規格Ａ３）　　(2)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	外貨建						うち非銀行						円建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち非銀行
シリア														
イエメン														
その他														
中近東計														
アルジェリア														
エチオピア														
ガボン														
コートジボワール														
ケニア														
モロッコ														
リベリア														
ナイジェリア														
ニジェール														
セネガル														
コンゴ民主共和国														
タンザニア														
南アフリカ														
ザンビア														
エスワティニ														
その他														
アフリカ計計														

（日本産業規格Ａ３）　(3)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	外貨建						うち非銀行						円建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち非銀行
ベルギー														
ルクセンブルク														
フランス														
ドイツ														
イタリア														
オランダ														
スウェーデン														
スイス（BISを含む）														
グーンジィ														
ジャージィー														
マン島														
英国														
オーストリア														
デンマーク														
アイルランド														
アイスランド														
スペイン														
ポルトガル														
フィンランド														
ノルウェー														
ギリシャ														
トルコ														
セルビア														
クロアチア														
スロベニア														
旧ユーゴスラビア														
その他														
西欧諸国計														

（日本産業規格Ａ３）　(4)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	外貨建						うち非銀行						円建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち非銀行
アルバニア														
ブルガリア														
チェコ														
スロバキア														
旧チェコ・スロバキア														
ハンガリー														
ポーランド														
ルーマニア														
エストニア														
ラトビア														
リトアニア														
アルメニア														
アゼルバイジャン														
ベラルーシ														
ジョージア														
カザフスタン														
キルギス														
モルドバ														
ロシア														
タジキスタン														
トルクメニスタン														
ウクライナ														
ウズベキスタン														
旧ソ連														
その他														
東欧諸国計														

（日本産業規格Ａ３）　(5)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	外貨建						うち非銀行						円建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち非銀行
カナダ														
米国														
バハマ														
バミューダ諸島														
ケイマン諸島														
キューバ														
ジャマイカ														
蘭領アンチル														
パナマ														
トリニダード・トバゴ														
その他														
カリブ海諸国計														
オーストラリア														
ニュージーランド														
パプアニューギニア														
フィジー														
その他														
大洋州計														
国際機関計														
その他														
対非居住者合計														
うち 外国中央銀行 ・公的機関等														
対第三者														

（日本産業規格Ａ３）　(6)

（裏面）

（記入要領）

1　本報告書は、他別国際金融取引勘定承認銀行等の本邦店の非居住者及び居住者に対する債権及び債務を対象とし、下記に従い作成すること。

(1)　報告に当たっては外国通貨建て、米ドル、英ポンド、スイス・フラン、ユーロ、その他外国通貨及び円建に区分すること。ユーロ参加国通貨建の債権、債務がある場合には、「ユーロ」欄に含めて記入すること。なお、それぞれについて「本邦行」に対する分を内書すること。

(2)　債権債務ともに短期及び中長期に区分し、短期は原契約の期間が1年以内のものを、中長期は同1年を超えるものを記入すること。

2 (1)　外貨建債権債務の各合計額は、本省令別紙様式第二十六「資産負債状況報告書（外貨建本邦店分）」の残高、対非居住者及びうち中長期の各合計 額に一致させること。

(2)　円建債権債務の各合計額は、本省令別紙様式第二十六「資産負債状況報告書（円建本邦店分）」の残高、対非居住者及びうち中長期の各合計額に一致させること。

(3)　非居住者に対する債権債務の各合計額のうち「外国中央銀行及び公的通貨当局」に対する分を内書すること。

3　本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合には当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計を記入すること。

4　報告単位は百万米ドル単位（小数第一位まで記入、第一位未満四捨五入）とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

別紙様式第三十四

別紙様式第三十四　（平12財令47・金告、平13財令40・平27財令65・令元財令2・令2財令6・一部改正）

根拠法令：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

国別外債機残高報告書（1／3）

（　年　月末現在）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者：名称及び代表者の氏名

所在地

責任者の氏名

担当者の氏名（電話番号）

ＩＤ	データ入力区分	計数ＩＤ	金融機関コード（5桁）	支店・現地コード（5桁）	時期（6桁）		システムコード（1桁）
					年(西暦)	月	
20	Ｄ１						0

(1)　合計　（連結ベース）

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	日本銀行使用欄	債権残高													
			短期				中長期									
												残存期間別区分				
			受付金	その他	うち貸金放出	計	受付金	その他	うち貸金放出	有価証券（うち円建）	計	1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能
ミャンマー	121														
中国	103														
香港	108														
インド	123														
インドネシア	116														
韓国	104														
韓国	102														
ラオス	121														
マレーシア	113														
ネパール	121														
パキスタン	124														
フィリピン	117														
シンガポール	112														
スリランカ	118														
台湾	106														
タイ	111														
ベトナム	110														
その他	700														
アジア計	200														
アルゼンチン	413														
ボリビア	408														
ブラジル	410														
チリ	409														

（日本産業規格Ｂ４）　　1／2　(1)

国別対外債権残高報告書（1／3）

（　年　月末現在）

ＩＤ	データ入力区分	計数ＩＤ	金融機関コード（5桁）	支店・現地コード（5桁）	時期（6桁）		システムコード（1桁）
					年(西暦)	月	
20	Ｄ１						0

(1)　合計　（連結ベース）

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	日本銀行使用欄	債権残高													
			短期				中長期									
												残存期間別区分				
			受付金	その他	うち貸金放出	計	受付金	その他	うち貸金放出	有価証券（うち円建）	計	1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能
コロンビア	401														
コスタリカ	411														
エクアドル	406														
メキシコ	303														
ニカラグア	310														
ペルー	407														
ウルグアイ	413														
ベネズエラ	402														
その他	725														
ラテンアメリカ計	219														
クウェート	139														
カタール	140														
サウジアラビア	137														
アラブ首長国連邦	147														
バーレーン	133														
イラン	133														
イラク	134														
リビア	803														
オマーン	141														
エジプト	806														
イスラエル	143														
ヨルダン	144														
レバノン	146														

（日本産業規格Ｂ４）　　1／2　(2)

国別対外債権残高報告書（1／3）

（　年　月末現在）

ＩＤ	データ入力区分	計数ＩＤ	金融機関コード（5桁）	支店・現地コード（5桁）	時期（6桁）		システムコード（1桁）
					年(西暦)	月	
20	Ｄ１						0

(1)　合計　（連結ベース）

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	日本銀行使用欄	債権残高													
			短期				中長期									
												残存期間別区分				
			受付金	その他	うち貸金放出	計	受付金	その他	うち貸金放出	有価証券（うち円建）	計	1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能
シリア	145														
イエメン	149														
その他	705														
中近東計	903														
アルジェリア	803														
エチオピア	838														
ガボン	831														
コートジボワール	816														
タンザニア	841														
モロッコ	801														
リベリア	813														
ナイジェリア	824														
ニジェール	828														
セネガル	810														
コンゴ民主共和国	833														
タンザニア	842														
南アフリカ	851														
ザンビア	854														
エスワティニ	836														
その他	730														
アフリカ計	306														
ベルギー	208														
ルクセンブルク	209														

（日本産業規格Ｂ４）　　1／2　(3)

国別対外債権残高報告書（1／2）

（　年　月末現在）

ＩＤ	データ区分	計表ＩＤ	金融機関コード（5桁）	支店・現金コード（5桁）	現地（6桁）		システムコード（1桁）
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計　（連結ベース）　　（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	日本銀行使用欄	債権残高													
			短期				中長期					残存期間別区分				
			貸付金	その他	うち資金放出	計	貸付金	その他	うち資金放出	有価証券（うち円建）	計	1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能
フランス	210															
ドイツ	213															
イタリア	220															
オランダ	207															
スウェーデン	203															
スイス（BIS報告）	215															
ガーンジィ	041															
ジャージィー	043															
マン島	060															
英国	205															
オーストリア	225															
デンマーク	204															
アイルランド	206															
アイスランド	201															
スペイン	218															
ポルトガル	217															
フィンランド	232															
ノルウェー	202															
ギリシャ	230															
トルコ	234															
セルビア	711															
クロアチア	241															
スロベニア	242															

（日本産業規格Ｂ４）　　１／２　(4)

国別対外債権残高報告書（1／2）

（　年　月末現在）

ＩＤ	データ区分	計表ＩＤ	金融機関コード（5桁）	支店・現金コード（5桁）	現地（6桁）		システムコード（1桁）
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計　（連結ベース）　　（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	日本銀行使用欄	債権残高													
			短期				中長期					残存期間別区分				
			貸付金	その他	うち資金放出	計	貸付金	その他	うち資金放出	有価証券（うち円建）	計	1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能
旧ユーゴスラビア	712															
その他	710															
西欧諸国計	003															
アルバニア	229															
ブルガリア	222															
チェコ	243															
スロバキア	244															
旧チェコ・スロバキア	716															
ハンガリー	227															
ポーランド	223															
ルーマニア	231															
エストニア	238															
ラトビア	236															
リトアニア	237															
アルメニア	151															
アゼルバイジャン	150															
ベラルーシ	239															
ジョージア	157															
カザフスタン	153															
キルギス	154															
モルドバ	240															
ロシア	224															
タジキスタン	155															

（日本産業規格Ｂ４）　　１／２　(5)

国別対外債権残高報告書（1／2）

（　年　月末現在）

ＩＤ	データ区分	計表ＩＤ	金融機関コード（5桁）	支店・現金コード（5桁）	現地（6桁）		システムコード（1桁）
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計　（連結ベース）　　（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	日本銀行使用欄	債権残高													
			短期				中長期					残存期間別区分				
			貸付金	その他	うち資金放出	計	貸付金	その他	うち資金放出	有価証券（うち円建）	計	1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能
トルクメニスタン	156															
ウクライナ	238															
ウズベキスタン	152															
旧ソ連	717															
その他	713															
東欧諸国計	004															
カナダ	302															
米国	306															
バハマ	315															
バミューダ諸島	314															
ケイマン諸島	328															
キューバ	321															
ジャマイカ	316															
東欧マンチル	326															
パナマ	312															
トリニダード・トバゴ	320															
その他	720															
カリブ海諸国計	014															
オーストラリア	601															
ニュージーランド	606															
パプアニューギニア	603															
フィジー	612															
その他	735															

（日本産業規格Ｂ４）　　１／２　(6)

国別対外債権残高報告書（1／2）

（　年　月末現在）

ＩＤ	データ区分	計表ＩＤ	金融機関コード（5桁）	支店・現金コード（5桁）	現地（6桁）		システムコード（1桁）
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計　（連結ベース）　　（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	日本銀行使用欄	債権残高													
			短期				中長期					残存期間別区分				
			貸付金	その他	うち資金放出	計	貸付金	その他	うち資金放出	有価証券（うち円建）	計	1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能
大陸別計	007															
アジア開発銀行	757															
欧州投資銀行	755															
米州開発銀行	754															
中米経済統合銀行	761															
アフリカ開発銀行	759															
国際復興開発銀行	751															
欧州経済協力開発機構	827															
北欧投資銀行	756															
欧州復興開発銀行	826															
欧州連合	821															
その他	740															
国際機関計	009															
日本	100															
合計	000															

（日本産業規格Ｂ４）　　１／２　(7)

別紙様式第三十四

報告者：外国為替の取引等の報告に関する省令
法取第7号：財務省

国別外貨建債権残高報告書（3／3）
（一　般　用　報告）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者　金融機関代表者の氏名
所在地
責任者の氏名
担当者の氏名（電話番号）

対象年期末
（日本銀行届出）

ＩＤ	データ入力区分	計算ＩＤ	金融機関コード（５桁）	支店・現法コード（３桁）	年期（４桁）年(西暦)	月	システムコード（１桁）
26	Ｄ１						0

(1)　合計　（連結ベース）

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	債権残高								
		全計						我が国に対する実績		1期後通貨建開始時行指定
		貸付金	その他	計	うち中立的領域	うち非民間金融領域	東京国際金融市場区分	東京国際金融市場区分	債券	債務
ミャンマー	132									
中国	108									
香港	106									
インド	128									

インドネシア	116									
北朝鮮	104									
韓国	103									
ラオス	115									
マレーシア	113									
ネパール	135									
パキスタン	136									
フィリピン	117									
シンガポール	111									
スリランカ	118									
台湾	106									
タイ	111									
ベトナム	110									
その他	700									
アジア小計	006									
アルゼンチン	413									
ボリビア	408									
ブラジル	410									
チリ	409									

（日本銀行届出様式４）

国別外貨建債権残高報告書（2／3）
（一　般　用　報告）

ＩＤ	データ入力区分	計算ＩＤ	金融機関コード（５桁）	支店・現法コード（３桁）	年期（４桁）年(西暦)	月	システムコード（１桁）
26	Ｄ１						0

(1)　合計　（連結ベース）

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	債権残高								
		全計						我が国に対する実績		1期後通貨建開始時行指定
		貸付金	その他	計	うち中立的領域	うち非民間金融領域	東京国際金融市場区分	東京国際金融市場区分	債券	債務
コロンビア	402									
コスタリカ	411									
エクアドル	406									
メキシコ	305									
ニカラグア	331									
ペルー	407									
ウルグアイ	412									
ベネズエラ	403									
その他	728									

カナンアメリカ計	018									
クウェート	139									
カタール	140									
サウジアラビア	137									
アラブ首長国連邦	147									
バーレーン	138									
イラン	135									
イラク	136									
リビア	805									
オマーン	141									
エジプト	806									
イスラエル	143									
ヨルダン	144									
レバノン	144									

（日本銀行届出様式４）

貿易投資収支報告書（2／2）

（ 一 般 ： 月末現在）

ＩＤ	データ入力区分	計上ＩＤ	金融機関コード（４桁）	支店・関店コード（３桁）	期間（６桁）年(西暦)	月	システムコード（１桁）
36	Ｄ１						0

(1) 合計 （連結ベース）

（単位：百万ポンド）

国（地域）別	コード	残高								
		合計					在日の支店に対する貸出		（国地域別内訳）	
		貸付金	その他	計	うち対公的部門	うち非銀行金融機関	本店関係	本国所在地関係	債権	債務
シリア	144									
イエメン	149									
その他	708									
中近東計	006									
アルジェリア	302									
エチオピア	338									
チャド	305									
コートジボワール	318									
ケニア	541									
モロッコ	501									
リベリア	313									
ナイジェリア	326									
ニジェール	328									
セネガル	531									
コンゴ民主共和国	830									
タンザニア	543									
南アフリカ	315									
ザンビア	894									
ズズワティニ	358									
その他	700									
アフリカ計	006									
ペルー	205									
ルクセンブルク	209									

（日本銀行報告書４）

2／2 (3)

貿易投資収支報告書（2／2）

（ 一 般 ： 月末現在）

ＩＤ	データ入力区分	計上ＩＤ	金融機関コード（４桁）	支店・関店コード（３桁）	期間（６桁）年(西暦)	月	システムコード（１桁）
36	Ｄ１						0

(1) 合計 （連結ベース）

（単位：百万ポンド）

国（地域）別	コード	残高								
		合計					在日の支店に対する貸出		（国地域別内訳）	
		貸付金	その他	計	うち対公的部門	うち非銀行金融機関	本店関係	本国所在地関係	債権	債務
フランス	132									
ドイツ	213									
イタリア	220									
オランダ	207									
スウェーデン	203									
ＯＥＣＤ（ＢＩＳを含む）	218									
ガーンジィ	041									
ジャージィー	042									
マン島	060									
英国	206									
オーストリア	223									
デンマーク	204									
アイルランド	208									
アイスランド	205									
スペイン	219									
ポルトガル	217									
フィンランド	222									
ノルウェー	202									
ポリシャ	235									
トルコ	238									
セルビア・モンテネグロ	711									
クロアチア	241									
スロベニア	242									

（日本銀行報告書４）

2／2 (4)

貿易投資残高報告書（1／2）

（ 年 月末現在）

ＩＤ	データ入力区分	計算ＩＤ	金融機関コード（５桁）	支店・現法コード（５桁）	期間（６桁） 年(西暦)	月	システムコード（１桁）
26	Ｄ１						0

(1) 合計 （連結ベース）

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	債権残高								
		合計						銀行の支店に対する債権		（現地通貨建国内行債権）
		貸付金	その他	計	うち特定の領域	うち投融資機関	本店関係区分	支店所在地区分	債権	債務
旧ユーゴスラビア	712									
その他	719									
西欧諸国計	003									
アルバニア	229									
ブルガリア	232									
ポーランド	241									
スロバキア	244									
旧チェコ・スロバキア	716									
ハンガリー	237									
ポーランド	233									
ルーマニア	235									
エストニア	238									
ラトビア	236									
リトアニア	237									
アルメニア	161									
アゼルバイジャン	150									
ベラルーシ	239									
ジョージア	167									
カザフスタン	153									
キルギス	154									
モルドバ	243									
ロシア	246									
タジキスタン	155									

（日本銀行様式４）

2／2 (5)

貿易投資残高報告書（2／2）

（ 年 月末現在）

ＩＤ	データ入力区分	計算ＩＤ	金融機関コード（５桁）	支店・現法コード（５桁）	期間（６桁） 年(西暦)	月	システムコード（１桁）
26	Ｄ１						0

(1) 合計 （連結ベース）

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	債権残高								
		合計						銀行の支店に対する債権		（現地通貨建国内行債権）
		貸付金	その他	計	うち特定の領域	うち投融資機関	本店関係区分	支店所在地区分	債権	債務
トルクメニスタン	158									
ウクライナ	229									
ウズベキスタン	152									
ロシア連	777									
その他	719									
東欧諸国計	004									
カナダ	901									
米国	904									
バハマ	215									
バミューダ諸島	214									
ケイマン諸島	228									
オランダ	321									
ジャマイカ	218									
蘭領アンチル	226									
パナマ	212									
トリニダード・トバゴ	210									
その他	739									
カリブ海諸国計	034									
オーストラリア	405									
ニュージーランド	406									
パプアニューギニア	402									
フィジー	451									
その他	759									

（日本銀行様式４）

2／2 (6)

国別対外債権残高報告書（2／2）

（ 年　月末現在）

ID	データ入力区分	計算ID	金融機関コード（4桁）	支店・現地コード（5桁）	期限（6桁）		システムコード（1桁）
27	D1				年(西暦)	月	0

(1) 合計　（連結ベース）

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	債権残高							国際通貨建国際的信用残
		合計					他行の支店に対する債権		
		貸付金	その他	計	うち対公的機関	うち民間金融機関	本国銀行	在外現地法人	債権
大洋州計	007								
アジア開発銀行	707								
欧州投資銀行	708								
米州開発銀行	704								
中央経済社会銀行	705								
アフリカ開発銀行	798								

国際資源開発銀行	701								
欧州鉄道金融公社	607								
北欧投資銀行	706								
欧州開発共同基金	658								
欧州連合	815								
その他	740								
国際機関計	009								
日本	101								
合計	000								

（日本産業規格B4）

別紙様式第三十四

報告金融機関：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

国別対外債権残高報告書

（ 年　月末現在）

報告年月日：
報告者　名称及び代表者の氏名
住所地
業務責任者の氏名
担当者の氏名（電話番号）

利息不収益
（日本銀行様式）

ID	データ入力区分	計算ID	金融機関コード（4桁）	支店・現地コード（5桁）	期限（6桁）		システムコード（1桁）
26	D1				年(西暦)	月	0

(2) 合計　全対象金額（クロスボーダーデータ及び現地向け各種）合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	債権残高					
		合計					
		計	うち対公的機関	うち民間金融機関	うち現地向け	ポリバティブ債権を含む価格変動債権	未払利息	コミットメント未実行残高
モトンマー	132							
中国	108							
香港	109							
インド	128							
インドネシア	116							
北朝鮮	104							

韓国	105							
ラオス	135							
マレーシア	113							
ネパール	133							
パキスタン	134							
フィリピン	117							
シンガポール	112							
スリランカ	136							
台湾	106							
タイ	111							
ベトナム	131							
その他	700							
アジア計	000							
アルゼンチン	412							
オリビア	408							
ブラジル	410							
チリ	409							

（日本産業規格B4）

英国対外保険信用保証事業
（ＥＸＩＭＢＡＮＫ）

ＩＤ	ボーナス入力区分	計画ＩＤ	金融機関ＴＯＰ（４桁）	空欄・埋め込み（５桁）	時刻（４桁）		システムＴＯＰ（１桁）
					年(西暦)	月	
26	Ｄ１						0

図　合計　金融業各種（クロスボーダー与信及び間接向け与信）合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	債権残高				アドバイザリー関係業務	未払金残高	コミットメント関係未実行残高
		合計						
		計	うち可公的機関	うち民間金融機関	うち商用向け			
コロンビア	401							
コスタリカ	211							
エクアドル	406							
メキシコ	305							
ニカラグア	310							
ペルー	407							
ウルグアイ	412							
ベネズエラ	402							
その他	728							
ラテンアメリカ計	015							

クウェート	136							
カタール	140							
サウジアラビア	137							
アラブ首長国連邦	142							
バーレーン	138							
イラン	139							
イラク	136							
リビア	305							
オマーン	141							
エジプト	306							
イスラエル	143							
ヨルダン	144							
レバノン	146							

（日本輸銀船舶各４）

英国対外保険信用保証事業
（ＥＸＩＭＢＡＮＫ）

ＩＤ	ボーナス入力区分	計画ＩＤ	金融機関ＴＯＰ（４桁）	空欄・埋め込み（５桁）	時刻（４桁）		システムＴＯＰ（１桁）
					年(西暦)	月	
26	Ｄ１						0

図　合計　金融業各種（クロスボーダー与信及び間接向け与信）合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	債権残高				アドバイザリー関係業務	未払金残高	コミットメント関係未実行残高
		合計						
		計	うち可公的機関	うち民間金融機関	うち商用向け			
シリア	144							
イエメン	149							
その他	708							
中近東計	005							
アルジェリア	302							
エチオピア	839							
ガボン	315							
コートジボワール	836							
ケニア	841							
モロッコ	801							

リベリア	313							
ナイジェリア	304							
ニジュール	328							
セネガル	331							
コンゴ民主共和国	830							
タンザニア	843							
南アフリカ	851							
ザンビア	854							
エスワティニ	866							
その他	730							
アフリカ計	006							
ハイチ	208							
ルクセンブルク	209							

（日本輸銀船舶各４）

第百三十五保険監督報告書
（ １ 年　月末現在）

ＩＤ	データ入力区分	計算ＩＤ	金融機関コード（５桁）	空欄・国内コード（５桁）	報告日（６桁） 年(西暦)	月	システムコード（１桁）
26	Ｄ１						0

図　合計　金融業務機（クロスボーダー為替及び国内向け為替）　会算ベース、連結ベース、最終リスクベース

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	債権残高				ポリバティブ関連以外の与信	特定金銭信託運用残高	コミット関連未実行残高
		合計						
		計	うち対公的機関向	うち民間金融機関向	うち個人向け			
フランス	210							
ドイツ	213							
イタリア	216							
オランダ	207							
スウェーデン	203							
ＥＵ（ＥＩＢを含む）	219							
ガーンジィ	041							
ジャージィー	040							
マン島	060							
英国	205							
オーストリア	218							
デンマーク	204							
アイルランド	206							
アイスランド	245							
スペイン	219							
ポルトガル	217							
フィンランド	232							
ノルウェー	202							
ギリシャ	235							
トルコ	236							
ロシアビア・モンテネグロ	711							
クロアチア	241							
スロベニア	242							

（日本銀行報告Ｂ４）

第百三十五保険監督報告書
（ １ 年　月末現在）

ＩＤ	データ入力区分	計算ＩＤ	金融機関コード（５桁）	空欄・国内コード（５桁）	報告日（６桁） 年(西暦)	月	システムコード（１桁）
26	Ｄ１						0

図　合計　金融業務機（クロスボーダー為替及び国内向け為替）　会算ベース、連結ベース、最終リスクベース

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	債権残高				ポリバティブ関連以外の与信	特定金銭信託運用残高	コミット関連未実行残高
		合計						
		計	うち対公的機関向	うち民間金融機関向	うち個人向け			
旧ユーゴスラビア	712							
モンテネグロ	710							
西欧諸国計	003							
アルバニア	239							
ブルガリア	251							
チェコ	244							
スロバキア	246							
旧チェコ・スロバキア	716							
ハンガリー	237							
ポーランド	238							
ルーマニア	221							
エストニア	229							
ラトビア	228							
リトアニア	227							
アルメニア	161							
アゼルバイジャン	150							
ベラルーシ	209							
ジョージア	147							
カザフスタン	152							
ネルダス	154							
モルドバ	240							
ロシア	234							
タジキスタン	152							

（日本銀行報告Ｂ４）

第百三十四国債等金融機関等報告書
国　際　決　済　銀　行

I D	データ入力区分	計算ＩＤ	金融機関コード（５桁）	支店・営業所コード（５桁）	時期（４桁） 年(西暦)	月	システムコード（１桁）
26	Ｄ１						8

Ⅲ　合計　全対象各国（クロスボーダー与信及び現地向け与信）合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	環境残高 合計 計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	うち 現地向け	ガリバティブ関連与信	信託勘定残高	コミット関係未実行残高
トルクメニスタン	198							
ウクライナ	239							
ウズベキスタン	182							
ロシア連	777							
その他	715							
東欧諸国計	004							
ヨルダン	302							
中東諸	306							
バハマ	313							
バミューダ諸島	314							
ケイマン諸島	338							
キューバ	353							
ジャマイカ	318							
英領アンチル	358							
パナマ	312							
トリニダード・トバゴ	330							
その他	720							
カリブ海諸国計	014							
オーストラリア	401							
ニュージーランド	406							
パプアニューギニア	402							
フィジー	412							
その他	725							

（日本銀行様式５４）

1／1 (9)

第百三十四国債等金融機関等報告書
国　際　決　済　銀　行

I D	データ入力区分	計算ＩＤ	金融機関コード（５桁）	支店・営業所コード（５桁）	時期（４桁） 年(西暦)	月	システムコード（１桁）
27	Ｄ１						8

Ⅲ　合計　全対象各国（クロスボーダー与信及び現地向け与信）合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

（単位：百万米ドル）

国（地域）別	コード	環境残高 合計 計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	うち 現地向け	ガリバティブ関連与信	信託勘定残高	コミット関係未実行残高
大陸別計	007							
アジア開発銀行	707							
欧州投資銀行	758							
米州開発銀行	754							
中米経済統合銀行	765							
アフリカ開発銀行	798							
国際投資開発銀行	795							
欧州復興開発銀行	827							
北欧投資銀行	756							
欧州評議会開発基金	838							
欧州連合	825							
その他	740							
国際機関計	009							
日本	130							
合計	000							

（日本銀行様式５４）

1／1 (2)

（概況）

（記入要領）

1　画面により記入すること。

2　「貸任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

3　本報告書は、次に掲げる区分に従い作成すること。

(1)　債権残高

①　合計・連結ベース

下記イ、ロ、ハの残高を連結ベース（未支店上海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務（出資金を含む。）を相殺）により合計した残高。但し国別の分類は、与信先の国籍によること。

イ　本邦分

・円建・外貨建邦非居住者債権残高（未支店勘定を除く。）

・対居住者債権残高のうち差額リスクが非居住者に帰するもの

ロ　海外分

・全通貨建債権残高（未支店勘定及び現地通貨建現地向け残高を除く。）

ハ　海外現地法人分

・全通貨建債権残高（現地通貨建現地向け残高を除く。）

②　合計・全邦銀本部（クロスボーダー与信及び現地向け与信）合算ベース、連結ベース、差額リスクベース

上記①のイ、ロ、ハに加え、現地通貨建て現地向け与信も加えた全邦銀本部を、連結ベース（未支店と海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務（出資金を含む。）を相殺）により合計した残高。但し国別の分類は与信の最終リスクが所在する国によること。

(2)　支払承諾勘定残高

当勘定の力点確認するＬ／Ｃ及び債券保証等の残高

(3)　コミット済未実行残高

中長期貸付（原契約期間が１年を超えるもの）について、コミット済であるが、未実行となっている残高。

(4)　現地通貨建現地向け債権債務残高

邦銀の海外支店及び海外現地法人の現地通貨建現地向け取引については「現地通貨建現地向け残高」の「債権」、「債務」欄に外貨記入（債権・債務がある残高に合わない。）とすること。

(5)　デリバティブ関連与信

デリバティブを特別評価した際の評価益の残高。但し法的に有効なネッティング契約に基づく取引についてはこれを勘案すること。

4　債権残高について、短期（原契約期間が１年以内のもの）及び中長期（同１年を超えるもの）に区分し、さらに中長期については残存期間別に分類すること。なお、「分類不能分」区分には、無品勘定で保有している有価証券法ＩＩＩ差額投資及び株式などの期間の定めのないものを記入すること。

5　本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合には、当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計額を記入すること。

6　報告単位は、全て百万米ドル単位（小数第一位まで記入、第一位を適宜四捨五入）とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

別紙様式第三十五　削除

別紙様式第三十六

別紙様式第三十六　（平成３年４月１日、平成５年６月１日、平成９年３月１日改正）

根拠法令：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

外貨証券に対する投資残高に関する報告書

報告年月日：

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報　告　者：
名称及び
代表者の氏名
報告者の区分（該当分に○）
1．銀行　2．その他金融機関　5．その他

所在地
責任者の氏名
担当者の氏名　（電話番号）

期末区分（該当分に○）

	邦貨建区分
	他通貨区分

1　自己分

(1)　非居住者発行証券（　　年末現在）

（単位：億円、百万通貨単位）

残存期間30日未満	通貨	株式	中長期債券				短期証券	譲渡性預金証書						その他					
			国債等政府保証債券	地方債及び政府保証債	国債・公債	事業債	金融債	短期証券	短期	中長期		短期	中長期	サマージャンボ・ペーパー		短期	中長期		

（記入要領）　1　画面により記入すること。本報告書は、毎年３月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。

2　「貸任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

3　債券残高を兼営する銀行等にあっては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別表に作成し「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。

4　「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。

5　計数記入欄の上段には、原価として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円のものは億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」「投資信託」「債券」「投資証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。

6　「中長期」は海外時の期間が１年を超えるもの、「短期」は１年以内のものとする。

7　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

1　自己分

(2)　現在未発行証券（　　年末現在）　　（単位：億円、百万通貨単位）

発行者の所在地区分	通貨	算段	形式	変動金利債券及び割引債券（円建債券）	中長期債券			物価予約債券	短期証券	譲渡性預金証書				コマーシャル・ペーパー				その他			
					変動金利債券・公募	事業債	保証債			短期	中長期			短期	中長期			短期	中長期		
発行																					
その他金融機関																					
一般政府																					
その他																					

（記入要領）1　四期により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の所有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。

3　「通貨」欄には当該証券の表示通貨を記入すること。

3．「計数記入欄」の上段には、原額として千単位を記入すること（千単位が不明である場合は、端数等により記入して差し支えない。）とし、下段には、邦貨換算額を記入すること（表示通貨が円のうち1位桁円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。

4　「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。

5　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格A４）

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

2　国内受託分

［銀行等　　（該当なしに○）　　金融商品取引業者　　その他］

(1)　非居住者発行証券（　　年末現在）　　（単位：億円、百万通貨単位）

所在地区分地域	通貨	算段	形式	変動金利債券及び割引債券（円建債券）	中長期債券			物価予約債券	短期証券	譲渡性預金証書				コマーシャル・ペーパー				その他			
					変動金利債券・公募	事業債	保証債			短期	中長期			短期	中長期			短期	中長期		

（記入要領）1　四期により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の所有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。

2　受託先により、銀行等（法第16条の３に定める「銀行等」をいう。）、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること。

3　「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の表示通貨を記入すること。

4　計数記入欄の上段には、原額として千単位を記入すること（千単位が不明である場合は、端数等により記入して差し支えない。）とし、下段には、邦貨換算額を記入すること（表示通貨が円のうち1位桁円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。

5　「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。

6　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格A４）

3　国内委託分

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

（該当分に○）
［　銀行等　　金融商品取引業者　　その他　］

(2)　現地未発行証券（　　年末現在）　　（単位：億円、百万通貨単位）

発行者の所在地	通貨	資産	株式	投資信託の受益証券	中長期債券			債務の保証	短期証券	譲渡性預金証書				コマーシャル・ペーパー			その他		
					国債・公債	事業債	円建外債			短期	中期	長期	短期	中期	長期	短期	中期	長期
銀行																		
その他金融機関																		
一般政府																		
その他																		

（記入要領）　1　四期により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。
2　等利きにより、銀行等（法第16条のトに定める「銀行等」をいう。）、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること。
3　「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
4　計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円のものは億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
5　「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
6　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
（日本産業規格A４）

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

3　保護預り分

（該当分に○）
［　銀行　その他金融機関　一般政府　中央銀行　その他　］

(1)　非居住者発行証券（　　年末現在）　　（単位：億円、百万通貨単位）

発行者の所在地	通貨	資産	株式	投資信託の受益証券	中長期債券			債務の保証	短期証券	譲渡性預金証書				コマーシャル・ペーパー			その他		
					国債・公債	事業債	円建外債			短期	中期	長期	短期	中期	長期	短期	中期	長期

（記入要領）　1　四期により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。
2　等利きにより、銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること。
3　「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
4　計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円のものは億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
5　「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
6　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
（日本産業規格A４）

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

3　保護預り分

（該当分に○）
［　銀行　その他金融機関　一般政府　中央銀行　その他　］

(2)　居住者発行証券（　　年末現在）　　（単位：億円、百万通貨単位）

発行者の所在地	通貨	資産	株式	投資信託の受益証券	中長期債券			債務の保証	短期証券	譲渡性預金証書				コマーシャル・ペーパー			その他		
					国債・公債	事業債	円建外債			短期	中期	長期	短期	中期	長期	短期	中期	長期
銀行																		
その他金融機関																		
一般政府																		
その他																		

（記入要領）　1　四期により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。
3　等利きにより、銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること

こと。

3　「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。

4　「計数記入欄」と表記し、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、難易等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円のものは億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」「投資信託」に係る株式及び「地方債」「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。

5　「中長期」は発行時の満期が１年を超えるもの、「短期」は１年以内のものとする。

6　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十七

別紙様式第三十七　（平成２０年４月１日・令和５年４月１０日・一部改正）

外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

円建外貨に対する投資残高に関する報告書

（　　年末現在）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報　告　者：
名称及び代表者の氏名
報告者の区分　（該当分に○）
1．銀行　2．その他金融機関　3．その他
所在地
実伝者の氏名
担当者の氏名　（電話番号）

発行区分（該当分に○）

銀行勘定分	
信託勘定分	

（記帳欄：　　）　　（単位：億円）

所在国又は地域	日　　分		残　　高　　分					非居住者
		うち等記分	居　住　者					
			銀　行	その他金融機関	一般法人	中央銀行	そ　の　他	

合　　計								

（記入要領）１　四期により記入すること。本報告書は、毎年３月末現在における約定済み円建外貨の保有残高が対象（保護預り分に限して、約定済みベースの計量が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。

2　「実伝者の氏名」欄には、報告の基礎について提備された者の氏名を記入すること。

3　信託業務を営まない銀行等においては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別葉に作成し「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。

4　「証券種類」欄には、「国債・公債（発行時の満期が１年を超えるもの。）」、「事業債（同１年を超えるもの。）」、「短期証券（同１年以内のもの。）」の別を記入し、それぞれ別葉で作成すること。

5　「所在国又は地域」欄には、証券発行体の所在国又は地域を記入すること。

6　管理分は、自己で保有しているもののうち、本邦の銀行等又は金融商品取引業者に保管を委託しているものを記入すること。

7　顧客からの保護預り分については非居住者の部門別に区分して記入すること。

8　計数記入欄の上段には、原則として時価で記入すること（時価が不明である場合は、難易等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること。

9　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十八

別紙様式第三十八　（平成２０年４月１日・令和５年４月１０日・一部改正）

外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

居住者発行円払証券に対する投資残高に関する報告書

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報　告　者：
名称及び代表者の氏名
報告者の区分　（該当分に○）
1．銀行　2．その他金融機関　3．その他
所在地
実伝者の氏名
担当者の氏名（電話番号）

（１）銀行が発行した証券（　　年末現在）　　（単位：億円）

発行者の所在国又は地域	株　式	投資信託に係る株式及び投資証券	中長期債券	新株予約権等	短期証券	コマーシャル・ペーパー		その他	
						短　期	中長期	短　期	中長期

合　計									

（記入要領）１　四欄により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象（約定済みベースの計算が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。

２　「実質者の氏名」欄には、報告の属性について投機された者の氏名を記入すること。

３　非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の所門別（銀行、その他金融機関、一般政府、その他）に、それぞれ別業で作成すること。

４　投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。

５　計数記入欄の上段には、原因として特掲を記入すること（特掲が不可である場合は、簿価等により記入して差し支えない）とし、下段には、額面金額を記入すること（ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。

６　「中長期」は発行時の満期が１年を超えるもの、「短期」は１年以内のものとする。

７　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　その他金融機関が発行した証券（　　年末現在）　　（単位：億円）

居住者・非居住者別の国又は地域	株式	投資信託に係る株式及び受益証券	中長期債券	割引手形等	短期証券	コマーシャル・ペーパー		その他		
						短期	中長期	短期	中長期	
合　計										

（記入要領）１　四欄により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象（約定済みベースの計算が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。

２　非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の所門別（銀行、その他金融機関、一般政府、その他）に、それぞれ別業で作成すること。

３　投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。

４　計数記入欄の上段には、原因として特掲を記入すること（特掲が不可である場合は、簿価等により記入して差し支えない）とし、下段には、額面金額を記入すること（ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。

５　「中長期」は発行時の満期が１年を超えるもの、「短期」は１年以内のものとする。

６　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)　一般政府が発行した証券（　　年末現在）　　（単位：億円）

居住者・非居住者別の国又は地域	株式	投資信託に係る株式及び受益証券	中長期債券	割引手形等	短期証券	コマーシャル・ペーパー		その他		
						短期	中長期	短期	中長期	
合　計										

（記入要領）１　四欄により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象（約定済みベースの計算が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。

２　非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の所門別（銀行、その他金融機関、一般政府、その他）に、それぞれ別業で作成すること。

３　投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。

４　計数記入欄の上段には、原因として特掲を記入すること（特掲が不可である場合は、簿価等により記入して差し支えない）とし、下段には、額面金額を記入すること（ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。

５　「中長期」は発行時の満期が１年を超えるもの、「短期」は１年以内のものとする。

６　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）

報告者の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)　その他が発行した証券（　　年末現在）　　（単位：億円）

居住者・非居住者別の国又は地域	株式	投資信託に係る株式及び受益証券	中長期債券	割引手形等	短期証券	コマーシャル・ペーパー		その他		
						短期	中長期	短期	中長期	
合　計										

（記入要領）１　四欄により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象（約定済みベースの計算が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。

２　非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の所門別（銀行、その他金融機関、一般政府、その他）に、それぞれ別業で作成すること。

３　投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。

４　計数記入欄の上段には、原因として特掲を記入すること（特掲が不可である場合は、簿価等により記入して差し支えない）とし、下段には、額面金額を記入すること（ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。

５　「中長期」は発行時の満期が１年を超えるもの、「短期」は１年以内のものとする。

６　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十九

別紙様式第三十九　（平25財令61・全改、令元財令5・令3財令61・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主管官庁：財 務 省

<u>期日の方法により発行される必要な日数の保有義務に関する報告書</u>

（　　年末現在）

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報 告 者：
名 称 及 び
代表者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者の区分（該当欄に○印）
1．銀行　2．証券会社（第二種を除く）　3．信託会社（信託銀行を除く）
4．信託銀行（第二種を除く）　5．生命保険会社　6．損害保険会社
7．資産運用会社　8．投資信託委託会社　9．資産運用会社及び投資法人
10．金融商品取引業者　11．中小企業庁　12．その他

住 所 地：＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者の氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者の氏名（電話番号）：＿＿＿＿＿＿＿＿

（該当欄に○）
自 己 分
保護預り分　1．顧客者（一般投資、機関投資家、政府機関、国際機関、法人、信託会社、資産運用会社、投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人、金融商品取引業者、中小企業庁、その他）
2．保護預り者（信託会社及び投資法人、金融商品取引業者、中小企業庁、その他）

（2．保護預り者の所在国又は地域＝　　）

（単位：千通貨単位）

純　所	当　庁　所管内コード	所在国又は地域	通　貨	保有残高	同日引（年率%）

（記入要領）1　西暦により記入すること。
2　「責任者の氏名」欄には、報告の責任について責任者たる者の氏名を記入すること。
3　本報告書は、自己分と保護預り分を区分し、さらに保護預り分のうち、顧客者については投資家の部門別（政府系）、非顧客者については所在国又は地域別にそれぞれ別表で作成すること。
4　非顧客者からの保護預り分については、組織ごとに発行体部門コード（1．銀行　2．その他金融機関　3．一般政府　5．その他）を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十

別紙様式第四十　（平25財令61・全改、令元財令5・令3財令61・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主管官庁：財 務 省

<u>利 子 ， 配 当 金 又 は 手 数 料 等 の 支 払 又 は 受 払 の 受 領 に 関 す る 報 告 書</u>

（　　年　　月分）

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報 告 者：（10～20）
名称及び
代表者の氏名
報告者の区分（該当欄に○）
1．銀行　2．その他金融機関　3．その他
所在地：
責任者の氏名
担当者の氏名（電話番号）：

1．支払	（該当欄に○）（記載の区分により別表とすること。）
2．支払の受領	

（単位：百万円）

所在国又は地域		受付利息及び輸入利息				預金利息	預託・持分配当金		債券利子						投資信託に係る預託又は投資法人の配当金等	証券貸料	金融・証券先物料等	債券現物又は債券先物取引金融の担保金額	その他債券現物として保管された金額
		親子会社等又は関連会社との関係外	親子会社等又は関連会社との関係内				親子会社等の配当金	その他の配当金	親子会社等及び関連会社との関係外		親子会社等又は関連会社との関係内								
	本邦居住者等		金融会社等	金融会社等以外					中長期	短期	金融会社等	金融会社等以外							
		531	532	533		981	621	629	641	648	642	643			651	670	671	—	699
	83	2830	2736	6860	6182	3574	8684	97	98	3361	110	132	230	138	34	146	158	148	270	34	262	148	194	300
合 計																			

（記入要領）1　西暦により記入すること。
3　「責任者の氏名」欄には、報告の責任について責任者たる者の氏名を記入すること。
5　「所在国又は地域」欄には、原則として（支払又は受払の受領の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域を記入すること。ただし、原則として相手方の所在国又は地域記入することが困難な場合には、支払又は受払の受領の相手方の所在国又は地域を記入して差し支えない。
4　報告者（報告者が他の関係者の補介等を行う場合は、補介等の依頼人である金融機関の関係者）及び取引相手の双方が金融仲介業等（銀行業、金融商品取引業又は保険業及びその他の金融業）を行う者である場合には「金融会社等」欄に、それ以外の場合は「金融会社等以外」欄に記入すること。
6　報告者の区分が「1．銀行」に該当する者は、貸付利息、輸入利息及び債券利子については「親子会社等又は関連会社との関係外」及び「親子会社等又は関連会社との関係内」を合算し、「親子会社等及び関連会社との関係外」欄に記入すること。
6　「親子会社等」とは、報告者（報告者の他の関係者の補介等を行う場合は、補介等の依頼人である金融機関の関係者）を実質支配の原則に基づき親子会社等とした場合に、同年イからヘまでに掲げるものに該当することとなるものをいい、「関連会社」とは、同年ニからトまでに掲げるものに該当することとなるものをいう。
7　「印紙税」欄には、発行時の納税が1年を超える債券に係る利子の受払を記入し、「短期」の欄には発行時の納税が1年以内の債券に係る利子の受払を記入すること。
8　債券額収載の金額を記入すること（円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。）。
9　記入欄が不足する場合には、別紙式を用いて当該不足する欄から先を記入し内訳として報告すること。
10　所在国又は地域毎の合計額が百万円に満たない場合は、当該所在国又は地域については記載を要しない。また、いずれの月中の合計額も百万円に満たない場合は、本報告書の提出を要しない。
11　「債券額収載された利子又は配当金等の合計金額」欄には、債券額収載された利子又は配当金等の債券額収載合計金額を記入すること。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十一

別紙様式第四十二　別紙様式第四十三　削除

別紙様式第四十四　別紙様式第四十五　削除

計	公物予約料等		
	(2)港湾輸送業		
	(3)港湾荷役業		
	(4)航空機業務料		
	①ターミナルビルの設置及びこれによるもの（賃貸料分）		
	②ターミナルビルの設置及びこれによるもの（賃貸料以外）		
	(5)その他の支出		
	うち事務所家賃及び一般管理費		

（記入要領）1　西暦により記入すること。
2　「事務者の名称」欄には、報告の提出について指名された者の名称を記入すること。
3　「貸物運賃」欄は、対要旅客割引と対非要旅客割引に区分することが困難な場合には、対運賃割引を対要旅客割引、対貨運割引を対非要旅客割引として記入して差し支えない。

（日本産業規格A４）

別紙様式第四十六

別紙様式第四十六　（平成25年4月1日、令和5年4月1日一部改正）

提出法人：外国法人の恒久的施設の様式に関する省令
主務官庁：財務省

国際航空輸送事業収支報告書（外国航空運送事業所得金額分）

（　　年　　月分）

財務大臣殿
（日本銀行総裁殿）

報告年月日：
報告者：
名称及び代表者の氏名
所在地又は住所
所在地
事務者の氏名
担当者の氏名（電話番号）

（単位：百万円）

	項目	対応年度数字
収入	(1)貨物運賃	
	(2)輸出貨物運賃	
	(3)輸入貨物運賃	
	(4)三国間貨物運賃	
	(2)旅客運賃	
	(3)郵便	
	(4)貨物運賃	
	(5)貨客輸送運賃	
	(6)航空機運賃料	
	①ターミナルビルの設置及びこれによるもの（賃貸料分）	
	②ターミナルビルの設置及びこれによるもの（賃貸料以外）	
	(7)その他の収入	
	うち事業所等収入	
支出	(1)運航費	
	(2)燃料費	
	(3)その他輸送関連	
	うち公的事業所等	
	(4)船費	
	(5)船員費	
	うち外国人船員費料	

別紙様式第四十七

計	公物予約料等		
	(2)港湾輸送業		
	(3)港湾荷役業		
	(4)航空機業務料		
	①ターミナルビルの設置及びこれによるもの（賃貸料分）		
	②ターミナルビルの設置及びこれによるもの（賃貸料以外）		
	(5)その他の支出		
	うち事務所家賃及び一般管理費		

（記入要領）1　西暦により記入すること。
2　「事務者の名称」欄には、報告の提出について指名された者の名称を記入すること。

（日本産業規格A４）

別紙様式第四十七

別紙様式第四十七　（平成25年4月1日、令和5年4月1日一部改正）

提出法人：外国法人の恒久的施設の様式に関する省令
主務官庁：財務省

運航事業収支報告書（不定期航路事業分）

（　　年　　月分）

財務大臣殿
（日本銀行総裁殿）

報告年月日：
報告者：
名称及び代表者の氏名
所在地
事務者の氏名
担当者の氏名（電話番号）

	項目	対応年度数字（単位：百万円）	対応年度数字（単位：千米ドル）
収入	(1)貨物運賃		
	(2)輸出貨物運賃		
	(3)輸入貨物運賃		
	(4)三国間貨物運賃		
	(2)旅客運賃		
	(3)用船料		
	(4)傭用船用船料		
	(5)定期用船料		
	(6)航空機運賃料		
	(7)運送収入		
	(8)その他の収入		
	うち事業所等収入		
支出	(1)運航費		
	(2)燃料費		
	(3)その他輸送関連		
	うち公的事業所等		
	(4)船費		
	(5)船員費		
	うち外国人船員費料		

	回 船 舶 保 険 料		
	円 船 舶 修 繕 費		
	回 船 舶 用 品 費		
	回 そ の 他		
	(9) 荷 役 料		
出	(10) 運 河 通 行 料		
	回 貨物取扱関係費		
	運賃及び通信費		
	円 運 賃 及 び 通 信 費		
	(4) そ の 他 の 支 出		
	「う」一般管理費		

(記入要領) 1 西暦により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について指導された者の氏名を記入すること。
3 「貨物運賃」欄は、外国為替取引と非居住者取引別に区分することが困難な場合には、外貨建取引を知慣行為取引、外貨建取引を非居住者取引として記入して差し支えない。
(日本産業規格A４)

別紙様式第四十八

別紙様式第四十八 （平成2年4月・平成3年4月・平成5年4月・平成8年3月・令和3年4月・令和5年4月・一部改正）

様式省略：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

運航事業収支報告書（外国運航船舶本船内収支・代理店分）

年 月分

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿
報 告 者：
名 称 及 び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿
所在地又は船籍＿＿＿＿＿＿
所 在 地＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者の氏名＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

	項 目	対 外 債 権 債 務 額
収入	(1) 貨物運賃	
	(2) 輸送船舶運賃	
	(3) 用船（貸船）料	
	(4) 旅客運賃	
	(5) 荷役料	
	(6) 保管料	
	(7) 貨船荷役料（傭船船主分）	
	(8) 荷船荷役料（傭船船主分）	
	(9) その他収入	
支出	(1) 貨船費	
	(2) 燃料費	
	(3) その他消耗品費	
	(4) 船舶保険料等	
	(5) 船舶（うち定期船舶）修繕費	
	(6) 船舶用品費	
	(7) 船舶賃借料	
	(8) 船舶賃貸料	
	(9) その他	
	(10) 用船料	
	(11) 貨船荷役料（傭船船主分）	
	(12) 荷船荷役料（傭船船主分）	
	(13) その他	
	「う」一般管理費	

(記入要領) 1 西暦により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について指導された者の氏名を記入すること。
(日本産業規格A４)

別紙様式第四十九

別紙様式第四十九 （平成2年4月・平成3年4月・平成5年4月・令和3年4月・令和5年4月・一部改正）

様式省略：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

貨物の輸出入等に係る保険に関する報告書

年 月分

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿
報 告 者：
名 称 及 び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿
所 在 地＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者の氏名＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

本邦貨物輸入に係る元受保険	本邦貨物輸出等に関する元受保険		貨物保険にかかる事業費率 （%）
受取保険料	受取保険料	支払保険金	

(記入要領) 1 西暦により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について指導された者の氏名を記入すること。
3 本邦貨物輸出等及び輸入に関する元受保険の受取保険料及び支払保険金は、担保者及び非担保者との受払いを合算して記入すること。
4 「本邦貨物輸出等に関する元受保険」欄には、本邦からの輸出貨物のほか三国間貨物の輸送事業を保険する保険契約に基づく保険料の受取額及び保険金の支払額を含めて記入すること。
5 円以外の通貨は円に換算の上、記入すること。
6 「貨物保険に係る事業費率」欄には、対事業所単位における保険料収入における事業費の割合を、同事業費率を算出した月にのみ記入すること。
(日本産業規格A４)

別紙様式第五十 削除

別紙様式第五十一

別紙様式第五十一 （平成2年4月・5年4月・8年3月・令和3年4月・5年4月・一部改正）

様式省略：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

[illegible]

報告者の氏名又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

付表１　海外支店等への対外直接投資等残高

（報告者の決算月：　　年　　月決算）

（千通貨単位）

所在国又は地域	通貨名	設置資金及び拡張資金	支店等に対する貸付金残高	支店等からの借入金残高

（記入要領）　１　西暦により記入すること。

２　本表における「海外支店等」とは、法第３条第２項に規定する支店等をいい、「対外直接投資等」とは、法第３６条第１項に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資をいう。なお、当該海外支店等の有する資産の簿価総額が１億円相当額以下の場合には、報告を要しない。

３　「設置資金及び拡張資金」、「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、外国国又は地域ごとに通貨別に集計し、各通貨千単位で記入すること。

４　「設置資金及び拡張資金」欄には、支店等の純資産を記入すること。ただし、純資産の把握が困難な場合には、支店等の資産から支店名義で報告社以外から調達した資金の残高及び支店等に対する貸付金の残高を除くことにより算出しても差し支えない。

５　「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、「貸出金残高状況報告書」を提出している銀行等は、記入を要しない。

付表２　外国の会社株式等保証証の残高

（報告者の決算月：　　年　　月決算）

（千通貨単位）

所在国又は地域	通貨名	残　高

（記入要領）　１　報告者が議決権の100分の50以上を所有している外国の会社株式等保証証で、当該証書に係る残高が、１億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）を超える場合、その残高を投資保証証の所在国又は地域ごと、通貨ごとに記入すること。

２　同一の所在国又は地域に対し、複数の契約がある場合には通貨別に集計の上、記入すること。

３　記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入した書面として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）

（別紙様式第五十二）　外国の会社株式等保証証の残高明細表

年　　月決算

報告者の氏名又は名称

外国株式等保証証の所在国又は地域	期末残高	内訳	海外の株式等保証証の残高	外国株式等保証証の残高のうち、当社が保証証の発行を依頼したもの	外国株式等保証証の残高のうち、当社が保証証の発行を依頼したもの以外のもの	外国株式等保証証の残高のうち、当社が保証証の発行を依頼したもの	外国株式等保証証の残高のうち、当社が保証証の発行を依頼したもの以外のもの	（千通貨単位）

（記入要領）１　西暦により記入すること。

２　「報告者の氏名」欄には、報告の義務について提出された者の氏名を記入すること。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第五十二

別紙様式第五十二　（第３６条第１項、第３９条第３項、第４３条第１項関係）

財務大臣殿

内閣総理大臣殿

金融庁長官殿

報告者の住所

本邦における法人等の対外資産等に関する報告書

（報告者の決算月：　　年　　月決算）

（１年に満たない事業年度を採用している場合は上記以外の決算月：　　月）

財務大臣殿

（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者：

氏名及び代表者の氏名

報告者の郵便番号

住所又は所在地

責任者の氏名

担当者の氏名（電話番号）

１．概況

外国投資家名		当社の設立年	年	
外国投資家の郵便番号		当期投資家の当社への議決権割合	当期	前期
外国投資家の所在国又は地域			%	%
最終投資家の所在国又は地域				

２．当社の主要資産負債状況

（百万円）

科目	残高	科目	残高
当社から上記外国投資家への資産負債残高		当社による上記外国投資家からの資産負債残高	
当社から上記外国投資家への資産負債残高		上記外国投資家から当社への資産負債残高	
当社から上記外国投資家への出資残高		上記外国投資家から当社への出資残高	
		当社の内部留保残高	
		当社の内部留保（連結）	

（記入要領）１　西暦により記入すること。

２　「報告者の氏名」欄には、報告の義務について提出された者の氏名を記入すること。

3　「報告者の属種番号」及び「外国投資家の属種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
4　「外国投資家の当社への議決権比率」欄は、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家が所有される特定目的証券の総数を記入すること。
5　「当社から上記外国投資家への資付金残高」欄については、「貸借対照表」を提出している場合等（出資法第3条に定める「銀行等」をいう。以下同じ。）及び「非銀行業者に対する貸付金等の状況の比較に関する報告書」を提出している保険会社記入欄を使うこと。
6　「当社による上記外国投資家からの借入金残高」欄については、「貸借対照表」を提出している銀行等は記入を要しない。
7　「当社の内部留保残高」欄には、報告者の利益剰余金の金額を記入すること。
8　「当社の内部留保（当期分）」欄には、報告者の経常損益相当額から税務上の法人税等相当額に当たるものを減算し、又は配当金（ただし、資本剰余金の取崩しによる配当金を除く。）を控除した金額を記入すること。
9　外国投資家が、報告者の議決権の30%以上を所有している場合に記入すること。

（日本産業規格A4）

別紙

当社の上記外国投資家の属種番号　　年　　月末現在

報告者の名称：

外国投資家の属種番号	資産等の状況						
	資産等の額	当社による資付金残高	当社からの上記外国投資家への資付金残高（％）	当社からの上記外国投資家への資付金残高に係る債務保証残高	当社からの上記外国投資家への資付金残高に係る保証債務残高	当社からの上記外国投資家への資付金残高に係る担保提供残高	当社からの上記外国投資家への資付金残高に係る特定目的証券残高（百万円）

別紙様式第五十三（第20条関係）

別紙様式第五十三　（第20条関係）（令和5年4月1日～令和5年9月30日）

銀行業者等の外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

証券の保護等の状況報告書

（　　年末現在）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行総裁）

報告年月日：
報告者：
名称及び
代表者氏名
所在国又は地域　　国籍
所在国又は地域　　所属国者（該当分に○）
報告者の区分（該当者のみ、該当分に○）

1．一般銀行　2．銀行（銀行業況）　3．信託銀行（銀行業況）
4．生命保険会社　5．損害保険会社
6．投資顧問業会社、資産運用会社及び投資法人
7．金融商品取引業者　8．その他

所　在　地
報告者の名称
担当者氏名（電話番号）
（単位：百万円、千通貨単位）

1．発行又は募集した証券	(1) 種　類			
	(2) 額面総額			
	(3) 発行又は募集の時期（払込日）及び場所			
	(4) 証券保管の方法			
2．保管等の状況	(1) 当年の保管・移転等の額	(2) 保管・移転等の累計額	(3) 残　高	

別紙様式第五十三

（記入要領）１　西暦により記入すること。
２　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
３　金額は、当該証券の発行形態通貨により記入すること。
４　「３　保證等の状況」欄中「(1)　当年の償還・株式転換等の額」欄及び「(2)　償還・株式転換等の累計額」欄には、当該証券の元本の全額又は一部の償還、買入消却又は株式への転換について、当年中に行った償還及び当年までの累計額をそれぞれ記入すること。また、「(3)　残高」欄には、当該証券の当年末の残高を記入すること。
（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第五十四

別紙様式第五十四（第四百四十四条、第四百四十五条・第三百四十四条・一部改正）

提出先：内国為替の取引等の報告に関する省令
主管官庁：財　務　省

海外預金の残高に関する報告書

（　　年　　月末）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行総裁）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
報　告　者：
氏名又は名称
及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者の区分（該当分に○）
１．銀行　２．その他金融機関　３．一般法人　５．その他
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　報告通貨（該当分に○）
イ．円（２．に換算方法を記入）　ロ．円以外（　　）
（（　）内に通貨名を記入すること。）
２　円以外通貨への換算方法（該当分に○。ハの場合には（　）内に使用した換算レートを記入すること。）
イ．月中平均レート　ロ．月末レート　ハ．その他（当月シート等）
（　　）
（単位：百万円・千通貨単位）

海外預金残高	

（記入要領）１　西暦により記入すること。
２　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
３　「海外預金残高」欄には、月末残高が１億円相当額を超える海外預金口座の残高の合計額を報告すること。ただし、月末残高が１億円相当額以下のものを合算しても差し支えない。
４　本書を別紙様式第三の１により報告した、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金の残高、別紙様式第三の２により報告した、証券の便宜取引に伴う預金担保金の残高、および別紙様式第三により報告した、デリバティブ取引に伴う証拠金・証券金の残高については、本報告の対象外とできる。
５　重通貨により報告する場合は、通貨別に記載にすること。
（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第五十五

別紙様式第五十五（平成四年一一月改正）

[illegible]

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第五十六

別紙様式第五十七

2　証拠金預託残高

（単位：千円）

取引区分		前月末	当月末
国内金融先物・先物オプション取引			
	取決分		
	現金残高分		
国外金融先物先物オプション取引			
	取決分		
	現金残高分		
合計			
	取決分		
	現金残高分		
国内金融先物・オプション取引（預託分含む）			
	現金残高分		
（百万円）	（百万円）		

（記入要領）　1　証拠金の預託残高は、証拠金の補充・返還を行った月末における残高（百万円単位分と数所分との合計額）を記入すること。

代用有価証券を証拠金として使っている場合、評価方法は原則として毎期行うこと。

2　「国内金融先物・オプション取引」欄には、参照後者からの国内取引所への預託分を記入すること。

なお、同欄における円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第五十八

別紙様式第五十八（平成３年６月１日改正）

平成　年　分　報

（　年　月分）

[illegible]

（記入要領）　1　[illegible]

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第五十九

別紙様式第五十九　（平成３年６月１日改正、平成５年６月１日改正、平成８年６月１日改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主管官庁：財　務　省

非居住者とのデリバティブ取引に関する報告書

（　年　月中）

財　務　大　臣　殿

（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿

報　告　者：

名称及び

代表者の氏名＿＿＿＿＿＿

所　在　地＿＿＿＿＿＿

実店舗名称呼称

又は署名　＿＿＿＿＿＿

担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

取引相手の国籍	店頭オプション取引				先渡取引に係る	
	売買高		月末残高		売買高	
	受取プレミアム	支払プレミアム	受取プレミアム	支払プレミアム	金利先渡取引	為替先渡取引
合計						

（記入要領）　1　「実店舗名称呼称又は署名」欄には、報告の基礎について投機された者が記名呼称又は署名すること。

2　本報告書は、本邦法における為替ベースの計数を記入すること。

3　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて必要な数だけ報告書を記入し、合算して報告すること。

4　金利先渡取引以外の先渡取引に係る売買高欄については、合算の上、「為替先渡取引」欄に記入すること。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第六十

別紙様式第六十　（平12課令6・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

デリバティブ取引に係る金利の授受に関する報告書

（　　年　　月中）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報　告　者：（10-02）
氏名及び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印
又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：千米ドル）

国名		受取	支払
99	95	562	562
		96	97 96 49
合計			

（記入要領）1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の要旨について授権された者が記名押印又は署名すること。
2　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて追記不足する欄のみを記入し別葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第六十一

別紙様式第六十一　（平12課令6・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

貿付金実行及び回収報告書

（　　年　　月中）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報　告　者：
氏名及び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印
又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万米ドル、億円）

		外貨				円貨			
		実行	回収	決済	残高	実行	回収	決済	残高
対本邦居住者	本邦法人	（　）	（　）			（　）	（　）		
	うち中長期	（　）	（　）			（　）	（　）		
対非居住者	国外法人								
	うち中長期								

（記入要領）1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の要旨について授権された者が記名押印又は署名すること。
2　（　）内には特別国際金融取引勘定に経理されているものを記入（内書）すること。
3　決済欄には合算・相殺のに基づくもの（直接貿易以外）を記入すること。
4　米ドル以外の外国通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第六十二

付　表

貿付金実残の地域国別内訳

（　　年　　月分）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万米ドル、億円）

国名	本邦法人機関非居住者		国外法人機関対居住者	
	外国通貨建	本邦通貨建	外国通貨建	本邦通貨建

（記入要領）1　米ドル以外の外国通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
2　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて追記不足する欄のみを記入し別葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第六十三

別紙様式第六十三　（平12課令6・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

[illegible]

（　　年　　月中）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報　告　者：
氏名及び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印
又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万米ドル、億円）

[illegible]

（記入要領）1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の要旨について授権された者が記名押印又は署名すること。
2　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて追記不足する欄のみを記入し別葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ４）

付　表　1

外貨証券の条件付売買（買先売買）の状況

（　年　月末現在）

報告者の名称

（単位：百万米ドル）

取引区分	買増分				売減分			
	当月中買入額	当月中売渡額	当月末残高		当月中売入額	当月中買戻額	当月末残高	
決算日未満								
国債等(国庫債券等)								
計								

円表建社債等取引の国際別内訳

（単位：百万米ドル）

取引区分 / 取引相手の国際	買増分				売減分			
	当月中買入額	当月中売渡額	当月末残高		当月中売入額	当月中買戻額	当月末残高	

（記入要領）1　譲渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパーの条件付売買について日別表を合計の上、かっこ書（内書）すること。
2　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格B４）

付　表　2

外貨証券の貸借取引に係る報告書

（　年　月末現在）

報告者の名称

（単位：百万米ドル）

		貸借取引の相手方の国籍				計
株式	当月中借入					
	当月中返済					
	当月末残高					
	当月中貸付					
	当月中返済					
	当月末残高					
債券	当月中借入					
	当月中返済					
	当月末残高					
	当月中貸付					
	当月中返済					
	当月末残高					
その他	当月中借入					
	当月中返済					
	当月末残高					
	当月中貸付					
	当月中返済					
	当月末残高					

（記入要領）　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格B４）

別紙様式第六十三

別紙様式第六十三　（甲計算書甲種・金銭、甲計算書甲種・一般商況）

株　式　会　社　殿
（甲計算書甲種）

年	月	日	摘要	数量	単価	金額	手数料	諸費用	消費税	差引金額

件名証券の売買状況報告書

（　年　月分）

報告者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者
住所又は名称
代表者の氏名
報告者の区分
証券取引法第65条第2項第1号の規定による報告

（単位：百万円）

約定年月日	受渡年月日	銘柄	銘柄コード	取引区分	数量	単価	約定金額	手数料	諸費用	消費税	差引金額
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
合計											

（記入要領）1　「約定年月日」欄には、取引の約定年月日を記入すること。
2　「銘柄」欄には、株式（優先株式を含む。）、新株引受権証書、新株引受権付社債券、国債、地方債、コマーシャル・ペーパー（譲渡性預金証書を含む。）、円建外国債券、受益証券、その他社債券（転換社債券を含む。）の銘柄を記入すること。
3　「銘柄コード」欄には、株式（優先株式を含む。）、新株引受権証書、新株引受権付社債券、国債、地方債、コマーシャル・ペーパー（譲渡性預金証書を含む。）、円建外国債券、受益証券、その他社債券（転換社債券を含む。）の銘柄コードを記入すること。
4　「取引区分」欄には、買付の場合は「1」、売付の場合は「2」を記入すること。
5　「数量」欄には、株式（優先株式を含む。）、新株引受権証書、新株引受権付社債券、国債、地方債、コマーシャル・ペーパー（譲渡性預金証書を含む。）、円建外国債券、受益証券、その他社債券（転換社債券を含む。）の数量を記入すること。
6　「単価」欄には、株式（優先株式を含む。）、新株引受権証書、新株引受権付社債券、国債、地方債、コマーシャル・ペーパー（譲渡性預金証書を含む。）、円建外国債券、受益証券、その他社債券（転換社債券を含む。）の単価を記入すること。
7　「約定金額」欄には、株式（優先株式を含む。）、新株引受権証書、新株引受権付社債券、国債、地方債、コマーシャル・ペーパー（譲渡性預金証書を含む。）、円建外国債券、受益証券、その他社債券（転換社債券を含む。）の約定金額を記入すること。
8　「手数料」欄には、株式（優先株式を含む。）、新株引受権証書、新株引受権付社債券、国債、地方債、コマーシャル・ペーパー（譲渡性預金証書を含む。）、円建外国債券、受益証券、その他社債券（転換社債券を含む。）の手数料を記入すること。
9　「諸費用」欄には、株式（優先株式を含む。）、新株引受権証書、新株引受権付社債券、国債、地方債、コマーシャル・ペーパー（譲渡性預金証書を含む。）、円建外国債券、受益証券、その他社債券（転換社債券を含む。）の諸費用を記入すること。
10　「消費税」欄には、株式（優先株式を含む。）、新株引受権証書、新株引受権付社債券、国債、地方債、コマーシャル・ペーパー（譲渡性預金証書を含む。）、円建外国債券、受益証券、その他社債券（転換社債券を含む。）の消費税を記入すること。
11　「差引金額」欄には、株式（優先株式を含む。）、新株引受権証書、新株引受権付社債券、国債、地方債、コマーシャル・ペーパー（譲渡性預金証書を含む。）、円建外国債券、受益証券、その他社債券（転換社債券を含む。）の差引金額を記入すること。
12　「合計」欄には、株式（優先株式を含む。）、新株引受権証書、新株引受権付社債券、国債、地方債、コマーシャル・ペーパー（譲渡性預金証書を含む。）、円建外国債券、受益証券、その他社債券（転換社債券を含む。）の合計を記入すること。

（日本工業規格B４）

（概況）

「先進項目」欄のコード表等

1　「取引種類」

種別	コード
非居住者の買入	20
非居住者の売却	21
貸借	22
付表１関係	
非居住者の売預名	30
非居住者の買預名	32

2　「証券種類」

区分	コード 中長期	コード 短期
株式	100	
新株引受権証書	110	
新株引受権証券	120	
国債	300	301
特殊債	300	301
金融債	400	401
譲渡性預金証書	450	451
地方債	500	501
社債	600	601
コマーシャル・ペーパー（居住者発行分）	650	651
〃（非居住者発行分）	660	661
円建外債	700	701
受益証券	900	
その他の証券	900	901

（注）中長期、短期の区分は、証券の原契約期間が１年を超えるものを中長期、１年以内のものを短期とする。

（注）本報告書の提出に際しては、この書類を転写することは要しない。

3　「特記」

種別	コード
特記なし	0
公募増資	5

付表 1

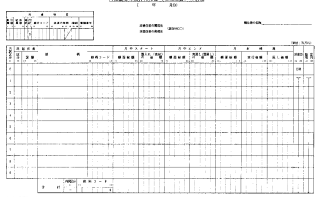

付表 2

円长証券の発行に係る報告書

（　年　月末現在）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：億円）

		資金取引の相手方の国籍						計
株式	当月中受入							
	当月中送金							
	当月末残高							
債券	当月中受入							
	当月中送金							
	当月末残高							
その他	当月中受入							
	当月中送金							
	当月末残高							

（記入要領）　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格B４）

別紙様式第六十四

別紙様式第六十四　（平成２年Ｈｏｎｋｏ－一部改正）

金融の便入利息及びしくは預等利息、証券に係る利子、配当金又は銀行手数料支払報告書

（　年　月　日）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：千米ドル）

国名	金融の受付利息	預金利息	配当金 子会社配当金	配当金 その他の配当金	債券利子 長期	債券利子 短期	債券利子 割引	社債分配金	銀行手数料
	23	26	27	28	29	30	31	32	33
米国	334	24	2700	1600	4400	8100	1074	5320	6806	901	2993	3308	110	123
オーストリア	401													
ベルギー	402													
ブラジル	403													
カナダ	404													
チェコ	405													
デンマーク	406													
フィンランド	407													
ドイツ	408													
ギリシャ	409													
香港	410													
インド	411													
インドネシア	412													
アイルランド	413													
イタリア	414													
ルクセンブルク	415													
オランダ	416													
ノルウェー	417													
合計														

（記入要領）　１　国別区分は、原則として（支払の原因となった取引をいう。）の単年方の所在国又は地域によること。ただし、貿易信用等所定による支払分期間の場合には支払の原因の直接の相手方の所在国又は地域により区分に基しこと。

２　「金額」欄には原契約期間等が１年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が１年以内のものを記入すること。

３　表下以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

４　記入欄が足りない場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格B４）

付表

金融の受付利息及びしくは預金利息、証券に係る利子、配当金又は銀行手数料支払の受取報告書

（　年　月中）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：千米ドル）

国名	金融の受付利息	預金利息	配当金 子会社配当金	配当金 その他の配当金	債券利子 長期	債券利子 短期	債券利子 割引	社債分配金	銀行手数料
	23	26	27	28	29	30	31	32	33
米国	334	24	2700	1600	4400	8100	1074	5320	6806	901	2993	3308	110	123
オーストリア	401													
ベルギー	402													
ブラジル	403													
カナダ	404													
チェコ	405													
デンマーク	406													
フィンランド	407													
ドイツ	408													
ギリシャ	409													
香港	410													
インド	411													
インドネシア	412													
合計														

（記入要領）　１　国別区分は、原則として（支払の原因となった取引をいう。）の単年方の所在国又は地域によること。ただし、貿易信用等所定による支払分期間の場合には支払の原因の直接の相手方の所在国又は地域により区分に基しこと。

２　「金額」欄には原契約期間等が１年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が１年以内のものを記入すること。

３　表下以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

４　記入欄が足りない場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格B４）

別紙様式第六十五

別紙様式第六十五　（平13第40号・全改、平21第60号・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

対外支払非居住者の預貯に関する報告書

（　年　月～　月分）

財務大臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報 告 者：
名 称 及 び
代表者の氏名
所 在 地
責任者記名押印
又 は 署 名
担当者の氏名（電話番号）

1　先物為替予約　（単位：千米ドル）

	当期買予約			当期売予約		
	期中取引	期末残高		期中取引	期末残高	
対顧客取引						
対銀行間取引						
対外国金融機関取引						

2　通貨スワップ取引・スワップション取引　（単位：千米ドル）

	期中取引（想定元本額）	期末残高（想定元本額）
対顧客取引		
対銀行間取引		
対外国金融機関取引		

3　通貨オプション取引

①　コール・オプション取引　（単位：千米ドル）

	オプションの買		オプションの売	
	期中取引	期末残高	期中取引	期末残高
対顧客取引				
対銀行間取引				
対外国金融機関取引				

②　プット・オプション取引　（単位：千米ドル）

	オプションの買		オプションの売	
	期中取引	期末残高	期中取引	期末残高
対顧客取引				
対銀行間取引				
対外国金融機関取引				

（記入要領）　1　本報告書は、本邦居住の日本銀行に取引を確認した対外支払非居住者の預貯高の合計額を記入すること。
2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の長自ら署名すること。
3　米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第六十六

別紙様式第六十六　（平13第40号・全改、平21第60号・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

デリバティブ取引に関する報告書

（　年　月分）

財務大臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報 告 者：
名 称 及 び
代表者の氏名
所 在 地
責任者記名押印
又 は 署 名
担当者の氏名
（電話番号）

1　受取・支払手数料　（単位：千米ドル）

	前　月	当　月
受取手数料（A）		
支払手数料（B）		
差引計（A－B）		

（記入要領）　1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の長自ら署名すること。
2　「受取手数料」欄には、国内からの取次分について、本邦法人が非居住者から受取った手数料を、「支払手数料」欄には、自己勘定分及び取次分について、証券会社、保険会社、証券投資信託委託業者又は金融先物取引業者が非居住者に支払った手数料を記入すること。
3　米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
なお、単位未満については、小数点以下第２位を四捨五入の上、小数点第１位までの数値とすること。
（「３　投資損益及び受取・支払プレミアム」及び「３　証拠金預託残高」において同じ。）
4　「差引計」欄がマイナスとなった場合は括弧書きを付すこと。

（日本工業規格Ａ４）

2　投資損益及び受取・支払プレミアム　（単位：千米ドル）

取引区分		海外 自己勘定分 通貨	先物	計	取次分	合計	内（取次分のうち百万円）
オリバティブ取引の投資損益	前月						
	当月						
通貨関連デリバティブ取引	受取プレミアム	前月					
		当月					
	支払プレミアム	前月					
		当月					
金利関連デリバティブ取引	受取プレミアム	前月					
		当月					
	支払プレミアム	前月					
		当月					

（記入要領）　1　「デリバティブ取引の投資損益」欄には、デリバティブ取引の保有期間による保険及び規約条件によって発生した投資損益（関連株式売買ヘッジにより発生した売買損益に係る投資損益を除く。）を記入すること。
2　「受取プレミアム」及び「支払プレミアム」に係る損益（保有期間による時価評価プレミアムの変動プレミアムの損益を含む。）及びと報酬（取引所手数料）及び証拠金その他の費用は本書しなくてよい。
3　「オプション取引の「取次・支払プレミアム」欄は、実際にプレミアムのあった月に記入すること。
4　「国内」欄には、海外からの取次分のみを記入すること。

3　証拠金預託残高　（単位：千米ドル）

取引区分	前月末	当月末
国内金融先物・先物オプション取引		
取次分		
預金残高分		
海外金融先物取引オプション取引		
取次分		
預金残高分		
合計		
取次分		
預金残高分		
国内金融先物・オプション取引（取次分のうち（百万円））	預金残高分（百万円）	

（記入要領）　1　証拠金の預託残高は、証拠金の授受いを行ったり主体における残高を合計額ベースの取次分と合計額）を記入すること。
代用有価証券を証拠金として使っている場合、評価方法は資産として時価で行うこと。
2　「国内金融先物・オプション取引」欄には、非居住者からの国内取引所への取次分を記入すること。
なお、時期における円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第六十七

別紙様式第六十七　（平13第40号・全改、平21第60号・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

外貨証券投資等明細の報告書

（　年　月　日付応答）

財務大臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報 告 者：
名 称 及 び
代表者の氏名
所 在 地
責任者記名押印
又 は 署 名
担当者の氏名（電話番号）

一般投資　（単位：千米ドル）

区分		買入額	当初譲渡	純買入額
証券投資（株式を除く）	債券			
	短期債券			
	譲渡性預金証書			
	コマーシャル・ペーパー			
	その他			
	計			
株式等投資（株式を除く）	債券			
	短期債券			
	譲渡性預金証書			
	コマーシャル・ペーパー			
	その他			
	計			
合計				

条件付投資（現先取引）　（単位：千米ドル）

区分		買入（売却）額	当初買入（売却）額	純買入（売却）額
買現先	期			
	中			
	末			
売現先	期			
	中			
	末			

（記入要領）　1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の長自ら署名すること。
2　「一般投資」欄には、月末証券の受渡日を伴なう投資額が（条件付売買を除く。）の時点では、内閣総理大臣等既設許可権者に対する報告書を提出した日（ジャンプ取引と銀行の証券ディーラー業務は証券会社の投資に係る報告書を提出した日）、報告証券会社及び証券投資信託委託業者は証券投資信託ファンド、信託ファンドについては、月末証券の受渡決定日（ただし、月末証券の受渡決定日が確定しない時）の金額欄の状況を記入すること。
3　日付の年月日は「年」、「月」、「日」の順に記入すること。
4　米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
5　「当初譲渡」欄には、期間が期間が１年以内の証券の場合は記入する。
6　「報告年月日」において、月末の証券の受渡がある場合は、当初譲渡金額を当日分に応じ、「当初譲」欄に「マ」と記入（付記）すること。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第六十八

別紙様式第六十八（第六条第二項、第七条第一項関係）

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第六十九

別紙様式第六十九（第三条第四項、第三条の四第一項関係）

（日本工業規格Ａ４）

付　表

外貨証券売買約定報告書（大口取引分）

（　年　月　日約定分）

債券等［該当分に○］
株　式［債券等、株式ごとに別葉とすること］

報告者の名称＿＿＿＿

	銘　柄	色　味	額面金額	売買金額	利　率	償還期限	受渡日
買付分の部			通貨単位	千米ドル	%	年月日	年月日
売付分の部							
備　考							

（記入要領）

1．報告書の対象となる取引のうち、同一銘柄の額面金額が1千万米ドル以上のもの（外国証券証券市場においては、同一銘柄の額面金額が3千万米ドル以上のもの）を、また、株式にあっては、同一銘柄の売買金額が1千万米ドル以上のものについて記入（ユーロ円債（外国において発行又は募集（とき売出し）される円建（外国において発行されるものをいう。）をいう。）について、記入すること。

2．債券等にあっては、当該債券等の売買契約を伴う売買契約（条件付売買を除く。）の継続の日（外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と標準の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券先物証券オプション取引については、当該債券等の受渡決済を行うことが確定した日）の最終期の状況を記入すること。

3．株式にあっては、「償還金額」、「利率」、「償還期限」の各欄の記入を要しない。

4．「額面金額」欄には、通貨単位で記入し、通貨名を明記すること。

5．「売買金額」欄には、米ドル以外の通貨については日米ドルに換算の上記入すること。

6．上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第七十

別紙様式第七十（平成五年六月一日以降用）

外国証券の売買状況報告書

（　年　月　日分）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

付 表 1

外貨証券の条件付売買（現先売買）の状況

（　　年　　月末現在）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

1　当月中売買高　　（単位：千米ドル）

取引の相手方		買付者の買現先					買戻者の売現先				
		第1週	第2週	第3週	第4週	合計	第1週	第2週	第3週	第4週	合計
居住者	銀行（法人格を有する銀行）										
	他の証券会社										
	生命・損害保険会社										
	投資信託委託業者										
	公的機関										
	その他										
	計										
非居住者	銀行（法人格を有する銀行）										
	他の証券会社										
	生命・損害保険会社										
	投資信託委託業者										
	公的機関										
	その他										
	計										
合計	銀行（法人格を有する銀行）										
	他の証券会社										
	生命・損害保険会社										
	投資信託委託業者										
	公的機関										
	その他										
	計										

3　対米短期債券別の期限別残高内訳

（単位：千米ドル）

	短期	中長期	合計	日付表示
月末				
月末				
月末				
月末				
月末				
月末				
月末				
月末（10月分）				

（日本工業規格B４）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

3　対米短期債券別の期限別内訳

（単位：千米ドル）

取引区分 / 取引の相手方の属性区分	買付者の買現先					買戻者の売現先				
	第1週	第2週	第3週	第4週	合計	第1週	第2週	第3週	第4週	合計
居住者										
非居住者										
合計										

（記入要領）　1　譲渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパーの条件付売買については両者を合計の上、かっこ書（内書）すること。

2　「短期」欄には、取引の対象となる外貨証券の期限の残存期間等が1年以内のものを記入し、「中長期」欄には、取引の対象となる外貨証券の期限の残存期間等が1年を超えるものを記入すること。

（日本工業規格B４）

付 表 1

外貨証券の条件付売買（現先売買）の状況

（　　年　　月末現在）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万米ドル）

	買入債券（売付の条件付売買）												売出債券（買付の条件付売買）											
	国債			地方債			社債			株式			国債			地方債			社債			株式		
	第1週	第2週	第3週	第1週	第2週	第3週	第1週	第2週	第3週	第1週	第2週	第3週	第1週	第2週	第3週	第1週	第2週	第3週	第1週	第2週	第3週	第1週	第2週	第3週
計																								

（記入要領）　1　「買入債券（売付の条件付売買）」欄には、買付者の立場から、「売出債券（買付の条件付売買）」欄には、売戻者の立場から、それぞれ記入すること。

（日本工業規格B４）

別紙様式第七十一

別紙様式第七十一　（日本標準産業分類　中分類業種コード一覧表）

外貨証券の売買等の状況報告書

（　　年　　月末現在）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万米ドル）

| 日本標準産業分類（中分類）コード | 業種名 | 外貨証券の売買等の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

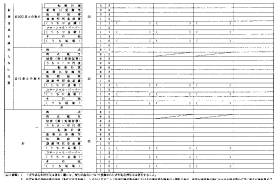

別紙様式第七十二

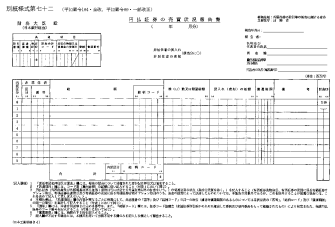

（裏面）
「応募等日」欄のコード表等

1 「取引種類」

項目	コード
非居住者の買入	20
非居住者の売却	21
貸借	22
付表1関係	
非居住者の売預先	30
非居住者の買預先	32

2 「証券種類」

区分	コード 中長期	コード 短期
株式	100	
新株引受権証書	110	
新株引受権証券	130	
国債	500	501
特殊債	300	301
金融債	400	401
編選性預金証書	450	451
地方債	500	501
社債	600	601
コマーシャル・ペーパー（居住者発行分）	650	651
〃（非居住者発行分）	660	661
円建外債	700	701
受益証券	800	
その他の証券	900	901

（注）中長期、短期の区分は、証券の原契約期間が1年を超えるものを中長期、1年以内のものを短期とする。

（注）本報告書の提出に際しては、この書面を転写することは要しない。

3 「特記」

項目	コード
特記なし	0
公募増資	5

付表1

残払証券の条件付売買（現先売買）の状況

（　年　月分）

報告者名	住所（本店）	代表者の職名及び氏名	代表者の住所	連絡先

代表者の職名及び氏名

報告者の住所（本店）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

区分	証券種類	銘柄	銘柄コード	約定年月日	決済年月日	約定価格	決済価格	約定数量	決済数量	約定金額	決済金額	経過利子	約定利子	決済利子	経過日数	約定日数	決済日数	適用金利	摘要
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
計																			

（日本工業規格B4）

付表2

円払証券の貸借取引に係る報告書

（　年　月末現在）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：億円）

		貸借取引の相手方の国籍						計
株式	当月中	入						
	当月中	出						
	当月末	買						
	当月末	売						
債券	当月中	入						
	当月中	出						
	当月末	買						
	当月末	売						
その他	当月中	入						
	当月中	出						
	当月末	買						
	当月末	売						

（記入要領）　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格B4）

別紙様式第七十三

別紙様式第七十三　（平成8年4月・一部改正）

財務大臣殿

（日本銀行経由）

円払証券の貸借取引に係る報告書

（　年　月末現在）

根拠法令：外国為替及び外国貿易法第55条第1項
主務官庁：財務省

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者：
名称及び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
住所＿＿＿＿＿＿＿＿
事業者番号＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者氏名等＿＿＿＿＿＿＿＿
文書番号＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：億円）

		貸借取引の相手方の国籍						計
株式	当月中	入						
	当月中	出						
	当月末	買						
	当月末	売						
債券	当月中	入						
	当月中	出						
	当月末	買						
	当月末	売						
その他	当月中	入						
	当月中	出						
	当月末	買						
	当月末	売						

（記入要領）　1　「貸借者名称等又は業名」欄には、報告の期日について現場かりた者の記名押印又は署名すること。
2　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格B4）

別紙様式第七十四

別紙様式第七十四　（平21事令第1一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主管部庁：財　務　省

延滞の対外支払期延長に係る利子又は配当金の支払報告書

（　　年　　月分）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報　告　者：（13－20）
名称及び
代表者の氏名
所　在　地
責任者起名押印
又は署名
担当者の氏名（電話番号）

（単位：千米ドル）

国名		配当金			延滞利子				相当分配当金
		非居住者に配当金を支払うもの	居住者に配当金を支払うもの	計	長期	短期	うち延滞期間が1年以内のもの	短期	
		541	544	540	542	541		591	590
合計		9999	9999	9999	9999	9999		9999	9999
カナダ	302								
オーストラリア	303								
ニュージーランド	304								
イタリア	305								
ノルウェー	306								
ポルトガル	307								
スペイン	308								
ドイツ	309								
オランダ	310								
ベルギー	311								
フランス	312								
スイス	313								
合計									

（記入要領）1　「責任者起名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が起名押印又は署名すること。
2　国別区分は、原取引（支払の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。
3　「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
4　米ドル以外の通貨については日米ドルに換算の上、記入すること。
5　記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格A４）

別紙様式第七十五

別紙様式第七十五　（平21事令第1一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主管部庁：財　務　省

金銭の貸付利息及び外貨建金融取得等に係
る利子又は配当金の支払の未報告報告書

（　　年　　月分）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報　告　者：（13－20）
名称及び
代表者の氏名
所　在　地
責任者起名押印
又は署名
担当者の氏名（電話番号）

（単位：千米ドル）

国名		金銭の貸付利息	配当金			延滞利子				相当分配当金
		非居住者に金銭の貸付を行ったもの	非居住者に配当金を支払うもの	その他の配当金	計	長期	非居住者に金銭の貸付を行ったもの	短期	計	
		550	552	551	554	554	553	551	550	
合計		9999	9999	9999	9999	9999	9999	9999	9999	9999
カナダ	302									
オーストラリア	303									
ニュージーランド	304									
イタリア	305									
ノルウェー	306									
ポルトガル	307									
スペイン	308									
ドイツ	309									
オランダ	310									
ベルギー	311									
フランス	312									
スイス	313									
合計										

（記入要領）1　「責任者起名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が起名押印又は署名すること。
2　国別区分は、原取引（支払の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。
3　「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
4　米ドル以外の通貨については日米ドルに換算の上、記入すること。
5　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格A４）